

アンシャン・レژیム期

フランス農業における資本主義的生産（下）

——パリ盆地中央部について——

是 永 東 彦

一 課 題

一 資本主義的生産の歴史的前提——二重の意味
で自由な労働力をめぐって——

三 地主制の形成と構造

（以下本号）

四 資本主義的生産關係の拡大

（一）農産物市場の好転

（二）中農層の分解

（三）貧農・半プロレタリアの堆積と貧労働者化

（四）資本主義的生産の発展とその限界

五 結 言

四 資本主義的生産關係の拡大

十八世紀三〇年代以降、農産物価格の長期的上昇と小作料の七〇年代までの相対的安定の中で、大フェルミエの資本家的経営の発展がみられるが、これに先立つ十七世紀中葉から十八世紀初頭にかけての時期は、それと対照的に、大フェルミエの経営の不安定と困難によって特徴づけられる。十八世紀の発展との対比のためにも、この点に若干ふれておこう。

十五世紀末から十七世紀中葉にいたる長期的価格上昇局面の後、穀物価格は、十八世紀初頭まで、凶作等による

一時的な高騰現象を含みつつも、長期的には停滞傾向をたどる。他方、小作料は、十五世紀末以来の上昇傾向の結果、十七世紀中葉に最高水準に達した後、穀物価格の停滞傾向の中で、大フェルミエにとっても大きな圧迫要因となる。こうして、十七世紀とくにその後半および十八世紀初頭には、大フェルミエの小作料支払い不能とこれにともなう差し押えがしばしまられたのである。この点をスワソネにおける若干の事例で示せば、次のごとくである。⁽²⁾

(1) Mouthaye 村の修道院小作地（二二八ヘクタール）のフェルミエは、一六八二年に地主たる修道院への支払いがおくれ、修道院の管理人（receveur）に債務証書を提出したが、ついに九三年に、その動産および収穫物を差し押えられる。当時、経営難からフェルミエは頻繁に交代する。上記フェルミエの後継者は二年しか借地をせず、次のフェルミエは、一七〇二年に借地を断念するが、この際、修道院に五百リーヴルの債務を負っていた。

(2) 修道院所有のフォレ（Forez）の小作地（二六五ヘクタール）を一五九七年に借地したフェルミエは、小作料負担に耐えられず、借地の半分を手離し、さらに残りの借地も放棄しようとしたが、それに先立って一六〇三年収穫物を差し押えられる。その後、この小作地は、全体としての借地が忌避されたため、二つに分割されたが、その後、フェルミエたちも経営難で、二六年に二四五〇リーヴル、二八年に一二一七リーヴル、三六年に一一四八リーヴルの債務証書がフェルミエたちによって作成されなければならなかった。四一年にも、当時の二人のフェルミエのうち一人は、契約満了にあたり修道院の管理人に債務証書を提出した。新たなフェルミエ二人も同様に困難に直面し、借地の第一年目から管理人にそれぞれ一五〇〇リーヴル以上の債務証書を提出した。かれらの一人は、契約満了に際し、借地を断念し、他の一人が四九年および五九年に単独で借地を続けた。だが、かれは、六一年の修道院長の交代にあたり借地契約を破棄され、二〇〇〇リーヴルの債務を負って立ち去らなければならなかった。さら

に、七〇年に借地したフェルミエは、七四年に管理人に三二七八リーヴルの債務証書を提出し、翌年これを償還しえず、収獲物を差し押えられた。次のフェルミエは八六年まで、その次のフェルミエは一七〇一年まで借地した。

(イ) Villenontre 村のスワソン大聖堂参事会所属の小作地のフェルミエは、一六九三年に債務を負い、九五年に債務証書を作成するが、その額は一九八〇リーヴルであった。かれは九八年に借地契約を更新したが、債務を償還することもその年の小作料を支払うこともできず、その財産を差し押えられ、投獄され、一七〇二年に借地をやめる。

かかる状況の中で、当時においては借地契約を更新しえたフェルミエは多くなかった。スワソネの Vienny 村における大小作地について、十七世紀を通じて資料的に判明した八度の借地契約のうち、更新されたのは二度にすぎなかった。⁽³⁾ 十七世紀中葉から十八世紀にかけて、パリ盆地中央部では、大フェルミエの小作料は一般に停滞ないし低下傾向を示すが、それはかかる小作料の圧迫が経営難に直面するフェルミエの交代を通して修正される過程にほかならず、その意味で当時の大フェルミエの資本家的経営の困難と不安定性を物語るものであった。⁽⁴⁾

しかしながら、資本家的大フェルミエの困難にもかかわらず、十七世紀を通じてスワソネでは、領主やブルジョアによる土地集中運動は持続する。所有地を喪失しプロレタリア化の途を歩む農民が地主制のもとに貧農・半プロレタリア層として堆積し、資本にとって豊富な搾取材料を形成しつつあった。当時の資本家的大フェルミエはかかる条件を十分活用しうる状況にはなかったが、それは十八世紀における大フェルミエによる資本主義的生産の発展を準備するものであった。同時に先述のごとく、地主制の二元的構造のもとに、大フェルミエにとっての小作料は、十八世紀初頭には前世紀中葉以来の最低水準になる。⁽⁵⁾ さらに農産物価格も十八世紀三〇年代から長期的上昇傾向を

たどる。かかる諸条件のもとに、パリ盆地中央部においては、十八世紀とくに三〇年代以降、資本家的大フェルミエの前進とその経営発展がみられるのである。この過程は、中農層の両極分解の進展の中で、一方において貧農・半プロレタリア層の一層の堆積とその賃労働者化、他方において資本家的大フェルミエによるますます多くの小作地の統合と集中ならびに貧農・半プロレタリア層の提供する労働力の資本のもとへの包摂という形ですすむのであるが、この過程の考察に先立って農産物価格と市場の動向をみることにしよう。

注(1) 例えば、P・ブリュネの研究によれば、スワソネ・ノートルダム修道院所有の大小作地(Jaignes村)の小作料は、一四九八年(当時九〇ヘクタール)から一六五九年(当時一一九ヘクタール)に、単位面積あたり貨幣(金量)換算して、約一〇倍の上昇を示している(P. Brunet, *Structure agraire et économie rurale des Plateaux tertiaires entre la Seine et l'Oise*, 1960, p. 510)。また、ボステル・ヴィネの研究によれば、スワソネの地主オネ(Honnet)家の小作地(Vierzy村)の小作料は、一四四八年(当時五〇ヘクタール)から一六四九年(約一〇〇ヘクタール)にかけて、現物(穀物)換算で、約六倍の上昇をみている(G. Postal-Vinay, *Recherches sur le développement du capitalisme en agriculture en France, Sa voie classique, exemple du Soissonnais*, pp. 10-11)。

(2) *Ibid.*, pp. 14-16.

(3) *Ibid.*, p. 16. なお、借地契約の更新が続き、借地期間がきわめて長期化する場合も皆無ではない。Montrebeau村のある大小作地は一六六八年から十八世紀初頭まで、Confrecourt村のある大小作地は一六五五年から十九世紀初頭まで同一家族が借地した(*Ibid.*, p. 16, note 1)。

(4) 十七世紀後半における大フェルミエの経営難は、北フランスにおける一般的現象であったようである。P・グベールは、小作料が一方で低下する中で「フェルミエたちは、小作料を納期内に納めることがめつたにできず、債務を負い、これは時にはフェルミエの追い立てをもたらし、」大部分の大土地所有者は、小作料の一时的引き下げ、あるいは支払いの遅延を受け入れなければならなかった。このことは当時のすべての帳簿にあふれる事実である」と最近述べている(P. Goubert, *Le «tragique» XVII^e siècle*, pp. 338-339)。また、パリ地域においても、パリ南方の地区を対象とした上記

M・ヴナールの研究によれば、十七世紀後半に、価格低下の中で、大フェルミエの相繼ぐ破産が小作料の低下をもたらしたとされている (M. Venard, *Bourgeois et paysans au XVII^e siècle*, pp. 112-113)。

- (5) 小作料の低下は、一六九三、九八、一七〇九、一三年の大自然災害 (一七〇九年は冬期冷害、その他は夏期多雨) によつても促進された。とくに一七〇九年の冬は北フランスの農村に破局をもたらした。荒廢した農村では、小作人は小作料支払い不能となり、地主は小作人を見出すのが困難で、結局小作料は低下せざるをえなかった。こうして小作料水準は、前世紀中葉以降の停滞ないし低下傾向のあと、十八世紀の最初の三分の一世紀に最低となるようである (G. Postel-Vinay, *op. cit.*, pp. 37-38; P. Brunet, *op. cit.*, pp. 509-510; P. Goubert, *op. cit.*, p. 362)。

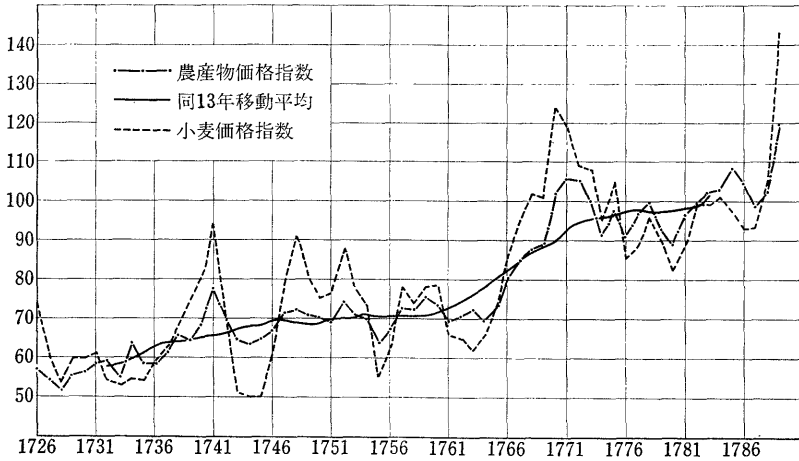
(一) 農産物市場の好転

十八世紀は、三〇年頃を起点として、農産物価格の全般的な上昇をみる。第五図の農産物価格指数のうち、一三〇年移動平均による指数をみると、二六年から六〇年頃までのゆるやかな上昇、六〇年代から七〇年代初めまでの急速な上昇、七〇年代後半から八〇年代中葉までの横ばいという価格の長期的傾向が示される。十七世紀から十八世紀初頭にかけての価格の停滞傾向のあとにあらわれたこのような農産物の高価格は、十九世紀二〇年代までつづくが、十九世紀にはそれ以降みられない状況であった。十八世紀の価格上昇は、ほとんどの農産物についてみられ、第六表によれば、ぶどう酒を除き、一七二六―四一年平均に比べ、八〇年代の価格は六―八割の上昇となっている。同表にはないが、乳製品、野菜など局地的流通圏しかもたない農産物や工芸作物もほぼ同様の上昇がみられたと推定されている⁽¹⁾。

十八世紀のフランスでは、王権や大領主による流通規制がまだ存続し、国内流通もその影響下に、多かれ少なかれ地域的な分断を免れていなかった。それは輸送手段の未発達によつても強められた。「十八世紀後半、百里

第5図 フランスの農産物価格の動向 (1726-1789)

1771-89年=100



出所: *Histoire Economique et Sociale de la France*, Tome II, P. U. F., 1970, pp. 386-387 による。

第6表 18世紀における主要農産物の価格動向

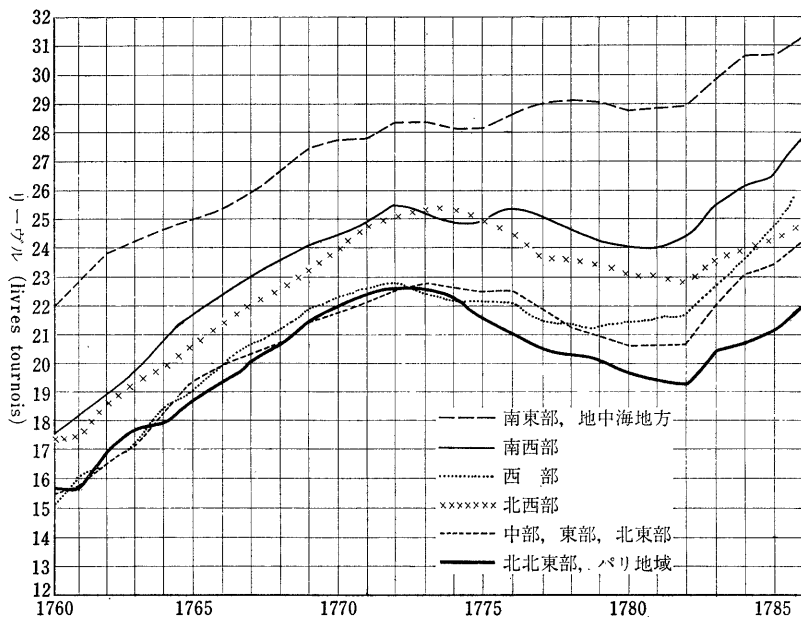
	1726~41	1771~89	1785~89
小麦	100	156	166
ライ麦	100	160	171
大麦	100	152	165
オート麦	100	174	176
穀類	100	160	169
豆類 (fèves)	100	160	172
ぶどう酒	100	135	113
肉	100	155	167
薪	100	163	191

出所: Les «bons prix» agricoles du 18^e siècle; par E. Labrousse in *Histoire économique et sociale de la France*, Tome II, p. 399.

注. 肉は、牛、羊、豚の平均である。

(lieues) の陸上輸送はフランスの小麦の平均価格を二倍に高めた⁽²⁾。貨物輸送は主として河川および海上の水路輸送であったが、これは限られた地域にしか及ばない。このような条件は、生産条件の地域的差異とあいまって、価格の地域的差異を生ぜしめた。第六図は、小麦価格が長期的に同様なトレンドをもちつつも、構造的な地域差

第6図 フランスにおける小麦価格の長期的傾向の地域比較



備考. パリ・スティエ (setier de Paris) あたりの価格 (1 パリ・スティエ=156 リットル). 9年移動平均したもの。

出所: *Histoire économique et sociale de la France*, Tome II, P.U.F., 1970, p. 405.

のあることを示している。小麦の生産条件に恵まれず、北フランスや地中海諸国からの供給に依存した地中海沿岸地方が最高の水準にあり、穀物の主産地たる北フランスの内陸部（パリ地域、北部、東部）が最低であった。そして西海岸に沿った諸地方が両者の中間に位置する。さらに、このような地域的大区分の背後に、より局地的な価格の差異があったであろう。

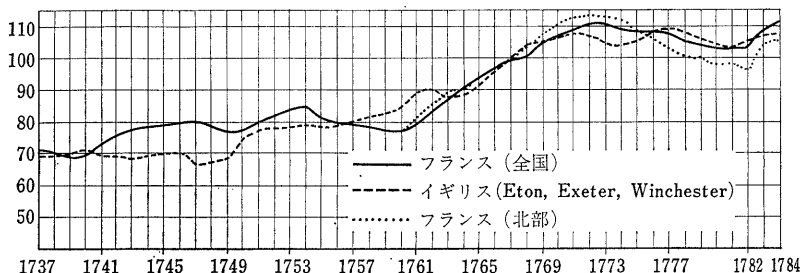
しかし、フランス全体としての国内市場条件の未整備にもかかわらず、十八世紀の価格上昇傾向のもとに、市場の一定の発展があったことを無視してはならないであろう。後述のごとき、農民層の分解によって、大フェルミエの市場向け生産は一層発展するとともに、貧農や半プロレタリア層の食糧自給はより困難とな

り、それは都市の発展とあいまって国内市場の内的拡大を押し進めたであろう。さらに遠隔地取引もしだいに国内市場の内部を把握していく。こうした市場の発展を示唆するものの一つは、短期的な価格変動が、十八世紀には前世紀に比し、相対的に緩和されてきたことである。十七世紀末および十八世紀初頭には、穀物価格の短期変動（季節変動ではなく、数年間の年々の平均価格の変動）の幅は、三倍ないしそれ以上（谷の水準を基準にして）に達し、三倍以下の変動は常時みられた。だが、十八世紀には、二〇年代以降、さきの第五図の小麦価格指数にみられるように、いまだ著しい短期的変動を示しつつも、その変動幅はおおむね二倍以内におさまるようになる。十八世紀初頭までにみられた飢饉をともしなう価格高騰はその後みられなくなる。短期変動の幅からみると、十九世紀でも、七〇年代からの「大不況期」の前までは、二倍の価格上昇がみられたのであって、この価格変動の大きさの点では十八世紀は、十七世紀よりもむしろ十九世紀に類似した状況にあったといえよう。⁽³⁾十八世紀における価格変動の相対的な緩和には、遠隔地取引を基軸とする国内市場の一定の発展が重要な役割をもったと考えられる。

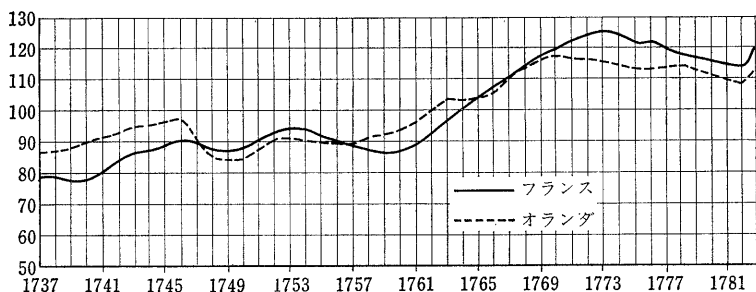
ところで、フランスの穀物市場は、十八世紀後半において、国際市場から完全に切り離されていたのではない。一七六四年の国王勅令は、国内価格がある一定水準を上回る時輸出を停止するという安定条項と結合しつつ、穀物輸出の自由化を行なう。そして八七年の法律はこの安定条項を削除するが、こうして六〇年代からフランス革命まで穀物輸出は自由化された。穀物貿易の自由化は、港や国境に近い地域では一定の意味があったであろうが、全体としてみると、輸出あるいは輸入は量的には僅かで、フランス全体の生産量のせいぜい数%にすぎないとみられている。⁽⁴⁾ただ、ここで注目しておくべきは、フランスの小麦価格は第七図のごとく、十八世紀とくに六〇年代以降、イギリスのそれと同じ長期的トレンドを示していることである。同図のオランダとの比較も、ほぼ同様の価格トレ

第7図 小麦価格の長期傾向の国際比較

(1) フランスおよびイギリスの小麦価格 (1760-79年=100)



(2) フランスおよびオランダの小麦価格 (1731-89年=100)

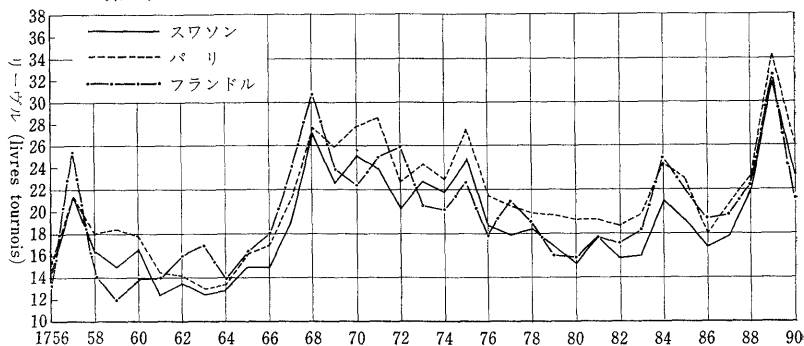


出所: *Histoire Economique et Sociale de la France*, Tome II, P.U.F., 1970, pp. 389-390 による.

ンドを示している。量的には僅かな限界的な輸出入が西ヨーロッパ諸国間の価格差を縮小する作用をもっていたことを、それを示唆する。十八世紀後半、農業革命、ついで産業革命を遂行しつつあったイギリスは、かつての穀物輸出国としての地位を低下させ、輸入国へ転化する過程がすすんでいた。その穀物輸入は、六〇年代から増大はじめ、九〇年代にはイギリスは穀物輸入国に転化する⁽³⁾。かかるイギリスの状況を背景としつつ、西ヨーロッパの穀物市場は、十八世紀後半に、国際的関連を深めつつ、価格の上昇局面を迎えたのである。

さて、このような国際的な価格の

第8図 スワソン、パリ等における小麦価格の動向 (1756~90)



備考. パリ・ステイエ (setier de Paris) あたりの価格 (1パリ・ステイエ=156リットル).

出所: *Histoire économique et sociale de la France*, Tome II, P.U.F., 1970, p. 404.

運動のもとに、パリ盆地中央部ではどのような価格の運動がみられたのであるうか。第八図によれば、スワソンの小麦価格は、かなりの短期的変動をしめしつつも、パリのそれを僅かに下回りつつ、これに完全に従って運動していることがうかがわれる。パリの北東約百キロに位置するスワソンは、河川によってパリに結合され、その地域はパリへの食糧供給基地であった。穀物生産に適した広大な平原をもつパリ盆地中央部は、パリ市場向けの商品生産として発展しつつあり、その価格もパリ市場を中心として形成されたとみられるのである。しかしパリを中心とする市場が閉鎖的な局地的市場圏をなしていたわけではない。北フランスの北端に位置するフランドルでも、同図のごとく、パリ、スワソンの価格線とあるときは上回りあるときは下回りつつも、同じ価格運動がみられた。この点は、パリ盆地の南端、ロワール河畔にあるオルレアンでも同様である。⁽⁶⁾パリを中心にして、北はベルギー国境地域から南はロワール川にいたる北フランスは、水路網による遠隔地取引の発達によって結合され、ここに統一的市場が形成されつつあった。⁽⁷⁾そして、この北フランスの市場圏が、上述のごとく、イギリス、オランダ、フランドルとい

う西ヨーロッパの商業的・工業的中心地と結合されつつあったのである。

このような市場関係の発展とそこでの長期的な価格上昇が、後述のごとき資本家的大経営の発展の重要な背景をなした。それと同時に、長期的な価格上昇局面においても、十七世紀に比し相対的に緩和されたとはいえ、かなりの短期的価格変動のみられること、さらにここでは立ち入らなかったが季節的価格変動にも著しいものがあつたこともあわせ注目しなければならない。⁽⁸⁾このことは、後述の中農層の分解において重要な意味をもつからである。

注(1) E. Labrousse, "Les «bons prix» agricoles du XVIII^e siècle," in *Histoire économique et sociale de la France*, T. II, p. 400.

(2) *Ibid.*, p. 416.

(3) *Ibid.*, pp. 406-416.

(4) *Ibid.*, p. 415; E. Labrousse, *Esquisse du mouvement des prix et des revenus en France au XVIII^e siècle*, Tome I, p. 123.

(5) 例えば、大内力編『農業経済論』七五～七六頁。

(6) E. Labrousse, "Les «bons prix» agricoles...", *op. cit.*, p. 404.

(7) アンシャン・レジームの流通規制の存在する中で、北フランスの統一的市場の形成をいうことは無理ではなからう。事実、十七世紀末以来、パリを中心とする北部一二州 (Ile de France, Normandie, Picardie, Champagne, Bourgogne, Bresse-Bugey, Bourbonnais, Berry, Poitou, Anjou, Maine, Touraine) は、内部の関税を廃止して、一ブロックを形成していたが、これは、アルサス、ロレーヌ、フランドル等を除いて北フランスのほとんどをカバーし、ロワール川以南のフラン中部におよぶ広大な地域である。むしろ、王権や大領主による経済規制のもとに、自由な商品流通に対する障害が存在した。しかし同時に、王権はたんに課税対象としての商品流通に関心を払ったのではなく、大都市への食糧の低廉かつ安定的供給に治安維持の見地から強い関心をもった。主要穀作地帯をすべてカバーした一二州のブロックは、他地域への穀物移出を制限し、パリを中心とする北フランスの穀物価格をそれだけ低下させる役割を与えられる。こうして、

アンシャン・レジーム期フランス農業における資本主義的生産(下)

第7表 スワソネにおける経営規模別構成の変化

(単位: 経営数)

経営面積	Ambrief 村		Branges 村		Cutry 村		三ヵ村合計		Saconin 村	
	1718	1769	1718	1769	1718	1789	1718	1769 (1789)	1718	1768
200ha ~			1	1			1	1		
120~200	1	1	0	1	0	2	1	4	1	1
70~120	1	3	1	0	1	0	3	3	2	0
25~70	3	2	1	0	2	0	6	2	2	5
~25ha	10	7	<i>x</i>	<i>x</i>	4+ <i>x</i>	<i>x</i>	14+ 2 <i>x</i>	7+2 <i>x</i>	6	9

出所: G. Postel-Vinay, *op. cit.*, pp. 57-58. (1718 年は Bib. Soissons, mss 258, 1768, 69 年は Arch. Dept. Aisne, C 209, 1789 年は Arch. Dept. Aisne, C 172 によっている).

北フランスにおいて、パリを中心とする穀物の遠隔地取引は、穀物市場の統一化を促進する意味をもったといえよう。

(8) 季節変動は豊作年には小さく、凶作年に著しいが、小麦の場合、当時平均的には十数% (月平均値でみたもの) であった。だが凶作年には五〇~一〇〇%もの変動がみられたのであり、かかる季節変動を短期変動に加えれば、現実の短期的価格変動は、谷から山へと二~三倍の変動を示したと推定されている(E. Labrousse, *Esquisse*....., Tome I, pp. 157-166)。

(二) 中農層の分解

十六、十七世紀を通じて形成された資本家的大フェルミエを頂点とするピラミッド型の経営構造において、一ないし二シャリュの経営規模をもつラブルールは、資本家的大フェルミエと貧農・半プロレタリア層との間に位置する中間層をなしていた。家族労働力を主体とするこの中農層は、十八世紀を通じて、両極分解をとげていくのである。

いまこの点をスワソネにおいてみよう。⁽¹⁾ 第七表はスワソネの四ヵ村における経営数の変化を経営規模別に示したものである。経営規模二五~七〇ヘクタールは、ほぼこの中農層に相当するが、この層は Ambrief, Branges, Cutry の三ヵ村において、世紀初めの六から世紀末には二~

と減少した。そして、この層に属していた一部の経営は、より上層の資本家的経営へと発展したが、その場合も、二〇〇ヘクタール以上の経営数は増加しておらず、ほぼ一〇〇～二〇〇ヘクタール程度の規模が最も増大している。これが当時の資本家的経営の標準的な規模であった。Saonin村の場合は、二五～七〇ヘクタールの経営が増大しており、この層の両極分解が必ずしも一般的な現象ではなかったことを物語るようにみえる。しかし、ここでは一七八年に七〇～一二〇ヘクタール層に属す二経営はいずれも七〇～八〇ヘクタール、つまり二シヤリュの規模で、中農の上限に位置した。そして、これらの経営の分割によって、より下層の経営数が増大したのであり、中農層の両極分解の例外をなすものではなく、むしろ同じ傾向が貫いているのである。

同表にはないが、Villemontoire村も同様の傾向を示している。ここでは一七八年には、七〇～一二〇ヘクタールの二経営が全耕地の三四%、二五～七〇ヘクタールの五経営が四八%を占め、残る一七%が二五ヘクタール未満の経営で占められていた。ところが、一七八八～八九年の道路工事のための賦課台帳はその後における著しい経営集中を物語っている。すなわち、革命前後において土地の五分の四が二つの大経営（その一つは二〇〇ヘクタール以上）で占められ、残る土地のかなりの部分は隣村の大フェルミエによって経営される。その他の経営としては、二〇ヘクタール程度の経営が二つ、そして多数の半プロレタリア農民が存在するだけである。⁽²⁾世紀初め耕地の半分を占めた二五～七〇ヘクタール層はほとんど消滅し、資本家的な二つの大経営のもとに耕地が集中される一方、貧農・半プロレタリア層の堆積がすすんでいるわけである。スワソネの平原地帯の農村においては、このように中農層は、その少数のものが資本家的経営へと発展するとともに、大多数が貧農へと没落する過程が一般にみられた。

さて、このような中農層の分解はどのようなメカニズムに規定されたのであろうか。ここでは中農層のおかれた

経済的諸条件を明らかにしつつ、この点を検討しよう。

中農層につきまず注目すべきは、その分解が著しく進む平地帯においては、先述のごとく、かれらはすでに十八世紀初めまでに所有地を喪失し、主として小作地によって存立するにいたったことである。したがって、中農層の分解はすぐれて小作中農のそれとして進んだ。ところで中農層は、ある程度の比較的まとまった小作地をもつことがあるとしても、大フェルミエの場合に比べて、零細な小作地を集めて一経営を形成することが多い。そして、かかる零細小作地では、先述のごとく、この世紀を通じて著しい小作料の上昇がみられた。そこには、広範な貧農や半プロレタリア農民の零細地片を求める圧力が加わり、地主的収奪が顕著とならざるをえない。他方、大フェルミエは、後述のごとく、かなり零細な地片まで含めて小作地の集中を行なうのである。こうした中で、中農層は、大フェルミエの小作地集中運動に抗して、比較的まとまった規模をもち小作料の相対的に低い小作地を運よく取得しえた者のみが生存的発展をなしえたであろう。中農の多くは、小作地をめぐる競争において、貧農・半プロレタリア層の形成する過剰人口の圧力のもとに、大フェルミエの小作地集中運動に圧倒されつつ、貧農層へ落ちていくことになる。

小作地をめぐる競争における中農層のこのような運命は、中農層の経済的諸条件によって大きく規定された。中農層の経営は、自給生産の性格の強い貧農・半プロレタリア層のそれとちがって、商品生産として行なわれている。またポステル・ヴィネが農民の死亡時に作成される財産目録によって検討したところによれば、スワゾネにおいて、中農の経営は、穀物生産を中心とし、羊さらに牛馬を飼養するという点で、大フェルミエの場合と同じである。⁽³⁾ 中農層は大フェルミエに対して、同じ使用価値を生産する商品生産者として直接に競争する関係にあった。こうして、

第8表 Saconin 村の大フェルミエと
中農の家畜

	10 人 の 中 農 (1768年)	1 人 の資本 家的フェル ミエ (1778年)
経 営 面 積	266ha	132ha
家畜数—羊	240頭	230頭
—牝牛	20	13
—一馬	21	18

備考. 中農の数値はタイユ税台帳, 資本
家的フェルミエのそれは死亡時財産
目録による.

出所: G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 55.

中農層の没落においては、大フェルミエとの競争関係がとくに重要な役割をもったと考えられるので、この点を両層の経営を比較しつつさらに立ち入って検討しよう。

いま第八表をみると、それはスワソネの Saconin 村の中農と大フェルミエの家畜飼養数を示している。両者の数値は出所が異なるし、時点も一〇年の差があるが、両者の経営内容の差について一定のイメージを与えてくれよう。大フェルミエ一人で一三二ヘクタールを経営するのに対して、一〇人の中農があわせてその二倍の二六六ヘクタールを経営しているが、羊と馬の飼養数は両者ほぼ同じであり、牝牛数のみが経営面積に比例した差をもっている。つまり、単位面積あたりの羊と馬の飼養数が中農の場合かなり低い。その上、中農の馬は老齢化がすすんでいる。

馬は耕耘その他の農作業の主要動力であり、その格差は労働手段における格差を意味する。羊飼養数の差は大フェルミエの資本力の強さにもとづくが、かれはこうして共同放牧権を独占的に活用する。この地方でも、大フェルミエは、少数の羊しかもたない農民がその羊を共同放牧に参加せしめる旧来の慣行を廃止しようとし、この面からも中農の羊飼養は^(t)圧迫された。このような家畜飼養の格差は、肥料としては厩肥しかなかった当時においては、穀物生産の生産性をも左右したであろう。そして穀物生産としては、大フェルミエに比し中農の場合、小麦の比重がより小さく、混合麦（小麦とライ麦の）やライ麦の生産が相対的に重要性を増しているのである。

ところで、十八世紀における生産性の向上は、集約化を通じて行なわれ、とくに飼料作物¹¹家畜の増大が重要な役割を果たした。平原地帯においては、大フェルミエが十八世紀後半、後述のごとく伝統的輪作の枠内においてであれ、休閑地に飼料作物を導入し、飼料基盤の一定の強化のもとに家畜も増大する傾向にあったのに対して、中農層はこれに立ち遅れた。両者のヘクター当たり¹²の経営資本額は、当時、かなりの格差が生じていた。Saconin村の中農に属す二経営の財産目録によれば、その経営資本はヘクターあたり八〇リーヴル程度であったが、大フェルミエでは、ヘクターあたり¹³経営資本は一五〇リーヴルにも達している。⁽⁵⁾大フェルミエと中農では雇用労働への依存度が異なり、労賃費用が経営資本に算入されるのに対し家族労働は評価されないということもこの差異の一因となっているけれども、家畜、農具、施肥等からみて、中農は集約度の面で大フェルミエに立ち遅れていたと考えられる。

もっとも大フェルミエと中農との生産力格差は、前者もせいぜい改良三圃制の段階にあったことから、過大評価してはならないであろう。また、小作地をめぐる競争における中農層の劣位はたんに両者の生産力格差に直接規定されるものでもなからう。むしろ、当時にあつては、価格と生産の変動への適応力を含めた経営の安定性さらにはより一般的な資力における格差が重要な意味をもったと考えられる。短期的価格変動は、季節変動をも含めると、上述のごとく、二〜三倍に達していたし、短期的生産変動も、単位面積あたり小麦収量でみて、二倍以上の変動がふつうであったと推定されている。⁽⁶⁾こうした不安定要因に対して、富裕な大フェルミエは抵抗力が強かっただけでなく、ストックによって価格変動をかえって有利に利用しえたとみられるが、中農はそれに適応しえず、しばしば困難に陥った。当時の価格と生産の著しい変動の中で、商品生産者たる中農層は、大フェルミエに比し、生産性に

おける以上に経営の安定性において劣っていたであろう。時折りやってくる不作は中農層を破産せしめるのである。⁽⁷⁾上述のごとく、大所有地をもつ地主が、小作料は高率だがリスクの多い零細小作地にこれを分割して貸し付けるよりも、確実な小作料収入を求めて一括して貸し付ける傾向にあった中で、経営の安定性したがって定額小作料支払いの確実性において劣位にある中農層は、小作地をめぐる競争において大フェルミエに圧倒された。

ところで、大フェルミエは村の有力者（いわゆる *coq de village*）として、しばしば領主権や徴税機能を請負っており、かかる場合、かれは小作地をめぐる競争において、いわば経済外的に有利な立場にたつこともあろう。当時、ブルジョアの法秩序が厳密な意味では確立していなかったという事情は、かかる経済外的要因の作用する余地を大きくしていたともいえよう。しかしながら、大フェルミエの経済外的に有利な地位は、その富裕な経済力によって獲得されたものであるとともに、中農との競争における経済的優位を増幅する役割をもった。この意味で、経済的要因は、中農層の分解と大フェルミエによる資本家的経営の支配をむしろ促進する面をもっていたことが無視されてはならないであろう。

以上のごとく、中農層は十八世紀を通じて次第にその多くが没落していくのであるが、スワソン地方総監は一七六〇年のある手紙でその様子を次のように記している。⁽⁸⁾「かれら（ラブルール）はもはや粗放的な耕作しか行ないえなくなっている。ここ二〇〜三〇年来、重い負担を蒙り、その耕作と生産を年々縮小するよう強いられ、ほとんど破滅に瀕している。貧しさからほとんど家畜をもたず、肥料も欠けている。特別の出費をまったく行ないえないので、泥灰土も灰も使用しない。ラブルールは雇用労働を減少せざるをえず、このため耕作が遅れ、収穫も長引いて被害をこうむる……このため、かれらは子供をますます農作業に用いるようになる。」

- 注(1) フランス平野の *le Plessis-Gassot* 村でも、十八世紀を通じて、中農層が分解し、完全に消滅してしまふことが、C
ブリュネによって明らかにされている(C. Brunet, *Une communauté rurale au XVIII^e siècle; le Plessis-Gassot*)。
- (2) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, pp. 58-59; P. Brunet, *op. cit.*, Annexe Nos VI et VI bis.
- (3) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 54.
- (4) *Ibid.*, p. 56.
- (5) G. ポステル・ヴィネの計算によれば、中農の二経営のヘクタールあたり経営資本は、七九および九一リーヴルであり、大フェルミエについては、調査された一〇経営のうち七経営で一四〇〜一五〇リーヴル、三経営で約一一〇リーヴルであった。P・ブリュネは、十八世紀後半の大フェルミエの経営資本をヘクタールあたり一五〇リーヴルと推定している(G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 55; P. Brunet, *op. cit.*, p. 366)。
- (6) E. Labrousse, *Esquisse...*, p. 390.
- (7) スワソネ南端に位置する Rozet-Saint-Albin 村の革命期における請願書の次の指摘は、一般に請願書の記述は全面的に信頼しえないとはいえず、示唆的であろう。「一シヤリュの耕作は自作農を十分裕福にするが、小作農には十分でない。ニシヤリュのそれは、小作農の生活を保証するが、かれを破産から守りえない。三シヤリュなら、かれをあらゆる出来事から保護する……」(G. Lefebvre, *Questions agraires au temps de la terreur*, Documents, No. 6, pp. 137-138)。
- なお、ブリュネは一シヤリュ約四〇ヘクタールである。
- (8) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 57.

(三) 貧農・半プロレタリアの堆積と賃労働者化

貧農・半プロレタリア層は、すでに十七世紀において著しい存在を示していたが、十八世紀を通じて、没落する中農を吸収しつつ、量的に増大する。この層を量的に正確に把握することは資料的に困難であるが、中農層以上に比べ、はるかに多数であったとみてよい。そして、プロレタリア化の過程にあるこれらの農民は、後述のごとく完

全なプロレタリアに転化する条件が当時十分備わっていないために、小生産者としての属性をほとんど常に残さざるをえなかった。農村を去ってパリへ流出する者もいたであろうが、⁽¹⁾パリ盆地中央部の農村人口が減少傾向を示すのは一般に十九世紀中葉からであって、この時代においては農村での滞留傾向がむしろ強かった。こうして農村に堆積する貧農・半プロレタリア層は十八世紀において増大する傾向にあったとみられる。十八世紀は一般に人口の増大をみたが、パリの人口が著しい膨脹を示したとはいえない。原蓄期に特有の没落した農民とそれが生み出す社会的矛盾は、農村において形成される傾向にあった。⁽²⁾

では、農村に滞留する貧農・半プロレタリア層はどのような存立条件のもとにあったのであろうか。以下、主として小生産者としての側面を検討しよう。貧農・半プロレタリア農民の土地条件は、第九表が一定のイメージを与えてくれよう。同表において、約九ヘクタールを経営するPとP'は貧農、それ以外の者は賃労働への依存度の高い半プロレタリアであるが、かれらすべてが僅かながら所有地($a+b$)をもつ。そして、貧農と半プロレタリアの差は、小作地の規模に規定されている。貧農が主として地主制の支配下にあるのに対して、半プロレタリアはより強く資本の支配下にあるというとしても、貧農の多くはある程度賃労働に従事するし、半プロレタリアは小作にも依存する。実際、地主制の最大の犠牲者たる貧農と大フェルミエのもとで賃労働に従事するプロレタリア化のすすんだ農民との間には、大きな連続性があった。

この層の経営は、商品生産というより自給的生産の性格が強かった。それは半プロレタリア農民の場合はもちろん、多くの貧農についてもいいうようである。貧農・半プロレタリアの財産目録を検討したポステル・ヴィネによれば、その経営は、自給のためにすべてを生産しようとする傾向をもっていた。すなわち、二ないし六ヘクタール

第9表 貧農層における土地の所有、貸借 (Saconin 村)

(単位: ha)

農民名	所有し、 かつ経営 する面積 (a)	賃貸する 面積 (b)	賃借し、か つ経営する 面積 (c)	又貸しする 面積 (d)	経営面積 a + c	支配面積 a+b+c+d
P	2.06+M	0.68	6.79	M+付属物	8.85	9.53+M+x
P'	0.1 0.54	$\frac{1}{4}$ M 0.16	8.07+M	0	8.71	8.87+ $\frac{1}{4}$ M
D	0.34	0	2.67+M	0	3.01	3.01
D'	0.46	0.14+ $\frac{1}{4}$ M	0.41+M	0	0.87	1.01+ $\frac{1}{4}$ M
B	0.23	0.54+2M	1.48+M	0.14	1.71	2.39+2M

備考. Mは家屋, 1768~69年のタイヌ税台帳 (rôle de taille) にもとづく.

出所: G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 76 (Arch. Aisre, C 209 による).

ルの経営において、老いた家畜をもって、小麦よりむしろライ麦、そして豆類 (空豆 grosses fèves やいんげん豆 haricots 等) さらにわずかのぶどうと大麻を生産する。家畜として馬があれば、オート麦も生産する。さらに、一頭の牝牛、一頭の豚、僅かの鶏が飼われている。このような自給のための多角生産がかかる経営の特徴となっているのである。といっても、一〇ヘクタール程度の経営で、その大部分を小作している貧農となれば、文字通り完全な自給生産というわけではない。貨幣ないし現物による小作料や租税の支払いのため、生産物の一部を販売するなり、地主に引き渡さなければならぬ。生産物を販売する場合は、秋の地代納期に間に合うよう収穫後の低価格の時にこれを行なうが、他方かれらは高価格の端境期には食料の購入者となるのが普通であった。当時の著しい価格の季節変動の中で、最も不利な市場条件のもとにおかれたかれらは、その経営の労働生産過程においても、最も劣悪な条件のもとにあった。それはとくに施肥や土地改良の欠如にみられた。また、かれらの財産目録が、老馬について記載しているが、犁については評価していない。それはこの層における労働手段の劣悪さを物語っているが、それだけにかれらの労働投下は著しかったといわれる。⁽³⁾

十八世紀後半フランス全体にみられた開墾運動は、スワソネでも、プロレタリア化の過程にある農民を土地に再結合する一定の役割をもったようである。当時開墾の対象とされたのは主として荒蕪地であったが、一七六七年にスワソン・ノートル・ダム修道院が一三・五ヘクタールの開墾用地を数人の貧農・半プロレタリアに貸与したごとく、大土地所有者は、きわめて低い小作料（ヘクタールあたり二〜三リーヴル）で、従来耕作されていなかった劣等地を開墾すべく農民に提供した。開墾された新たな耕地は、平均一ヘクタール程度の比較的大きな地片をなしたが、限界的な劣等地として貧農とマヌヴリエしかひきつかなかった。⁽⁴⁾こうして、耕地の外延的な拡大の中で、プロレタリア化の過程にある若干の農民が限界地で地片を得る動きが、十八世紀後半にみられた。しかしながら、これには大きな限界のあったこともあわせ注目しておかなければならない。十八世紀後半の開墾運動は、フランス全体としてみて、ブルターニュ、ブルゴーニュ、プロヴァンス等、フランスの周辺部で顕著に進み、パリ盆地中央部を含む北フランスでは小規模であった。スワソネは、北フランスの諸地域とともに、当時フランスで開墾が最小の地域であったといわれる。⁽⁵⁾スワソネを含めパリ盆地中央部では、元来、荒蕪地の存在が小さく、耕地たりうる条件をそなえた土地は、中世以来の過剰人口の圧力の中で、すでに耕地に転化されていたという事情があったからであろう。⁽⁶⁾耕地の外延的な拡大に強い限界のあったこの地域において、堆積する貧農・半プロレタリア層は、地主制のもとに小生産者として維持されつつ、十八世紀を通じる小作料の上昇によって小生産者としての存立条件を徐々に圧迫されていく。それと同時にかれらは当時慢性的な負債に陥っていた。貧農のほとんどすべての財産目録では、三〇〇〜四〇〇リーヴルの資産に対して一五〇〜二〇〇リーヴル程度の負債があったといわれる。⁽⁷⁾地主的、高利貸的収奪によって、これらの農民はプロレタリア化の方向に押しやられるのである。

当時貧農・半プロレタリア層の存立条件の一環として重要な意味をもった共同体的慣行も種々の攻撃にさらされた。パリ盆地の平地地帯では、共有地の規模は小さく、また共有地のまったく存在しない村落も、想像されているより多かったといわれる。⁽⁸⁾それは貧農・半プロレタリア層の自営的存立を困難にする事情であるが、共有地と休閒地の共同放牧においては、大フェルミエが独占的地位を確立するし、また大フェルミエは世紀後半には休閒地の一部に飼料作物を導入し、これを共同放牧から除外するようになる。さらに、大フェルミエは十八世紀後半になると、「落穂権」「切株権」に対しても攻撃を加える。「落穂権」は「労働者の腕が不足しないことに関心が払われる時期に労働者数を少なくする」⁽⁹⁾ゆえに、大フェルミエの攻撃の的とされた。「切株権」は、農民が家畜敷わら、屋根葺き、燃料等として切株後の麦わらを利用し、その意味で「貧者の十分の一税」といわれたが、この権利が労働節約的な大鎌 (laux) を伝統的な半月鎌 (faucille) の代わりに採用することを妨げるがゆえに、大フェルミエはこれを攻撃した。当時、国王当局は、根元近くで刈り取るため麦わらを残さない大鎌の採用を禁止する措置をとったが、大フェルミエはこれに対立することも辞さなかった。大フェルミエに敵意をもつある地主は当時こう書いた、「麦刈りにおいてなされる若干の慣行違反を抑制するため、一七八六年七月二五日、スワソン・バイアジュ裁判所 (Bailliage de Soissons) の法官は、農村の貧しい住民たちの利益となるきわめて賢明な命令を出した。しかし若干のフェルミエは、小麦をきわめて低く刈り取らせようとして、この命令の規定を守らない」⁽¹⁰⁾。むろん、十八世紀のこの地域において、共同体的慣行が消滅したわけではない。パン穀物たる冬麦への大鎌の普及は十九世紀になってからであり、共同放牧へ参加する家畜数は経営規模に比例して決められるのが通常であった。しかし、後述のごとく、飼料作物を作付けた休閒地は共同放牧から除外しうるところまで農村の慣行は後退していたし、また慣行が存続する場合

も無数の小さな慣行違反がなされた。ともかく、こうして貧農・半プロレタリア層の存立条件がこの面からも圧迫をこうむったことに十分注目しておかなければならないであろう。

さて、以上のごとく、きわめて僅かの土地しか所有しない貧農・半プロレタリア層は、地主的・高利貸的収奪によって、さらには共同体的慣行の侵害によって、プロレタリア化の過程を促進される。小生産者として労働力の自営的再生産が困難となるこれら没落した農民たちは、他方において大フェルミエのもとに形成・拡大しつつある資本主義的生産関係の内部へと押しやられざるをえない。こうして直接的生産者の資本のもとへの包摂が進むのであるが、しかし当時においては、後述のごとく、農業賃労働者が資本のもとに労働力の再生産を保証される十分な条件が欠けていた。このため没落した農民は、順調なプロレタリア化を達成し、完全なプロレタリアートを形成するのではなく、零細な小作地をその小作料の上昇にもかかわらず取得し、小生産者として存続することを強制された。こうした過剰人口として農村に堆積する貧農・半プロレタリア層は、完全にプロレタリア化することなく、賃労働者化していくのである。

注(1) 都市への流出や逃亡は当時の多くの文書にうかがわれる。例えば、Sacoin 村のタイユ税合帳は、「不在者」を記録し、「かれは最近不在であり、どうなったか判らない」と注記し、また一七四四年のスワソネのある土地台帳 (Jerrier de la Commanderie Saisonaise de l'Ordre de Malte, Arch. Nat. S. 5316) は「ほとんどの村で少なくとも一人の『不在の夫に捨てられた』女の存在を示している (G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 67)。

(2) この点は当時の農村における「浮浪人」と「乞食」の大量発生からもうかがえる。一七六〇～一八〇年において、浮浪人と乞食の増大を示す数えきれないほどの文書があらわれるが、大フェルミエ達の利害に沿って書かれたこれらの文書は、そこに求人難の原因をみるとともに、「ラブルールが毎年、百、二百、三百リットルもの食料を施物という名目で強制的に支払わせられる」被害を訴えている。その際、かれらは、聖書により施物を求める権利をもつ「真の貧者」としてでな

く、「いばしば生活するだけの所有地をもち、週の幾日かは他の村で乞食してまわり、こうして集めたパンを別の村で売りさばく」ような怠け者として描かれる。こうした事態に対して、国王政府は、六四年に、浮浪人、乞食に対し徒刑場送りや定めた法令を出し、弾圧を強化する。パリ盆地中央部の農村に、かかる原蕃期に特有の現象が広くあらわれたわけである(G. Postel-Vinay, *op. cit.*, pp. 62-66)。

(3) *Ibid.*, pp. 60-61.

(4) *Ibid.*, pp. 73-74.

(5) E. Labrousse, "L'expansion agricole: la montée de la production" in *Histoire économique et sociale de la France*, T. II, p. 428.

(6) P. Goubert, "Les cadres de la vie rurale" in *Ibid.*, pp. 105-107; P. Brunet, *op. cit.*, p. 280.

(7) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 66.

(8) P. Goubert, *op. cit.*, p. 102.

(9) J. F. Brayer, *Observations générales sur l'agriculture de l'arrondissement de Soissons*, p. 80. (G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 68.) なお「落穂権」は聖書に由来する貧者の権利として認められてきたものだけに、これに反対する議論は「落穂権」そのものの攻撃ではなく、これが乱用されているとして、「真の貧者」にこれを限定すべしという論法をとった。

(10) *Ibid.*, p. 81. (G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 69.)

(11) 十八世紀後半以降における大鎌の採用はすべて冬麦・パン穀物(小麦とライ麦)の問題であった。この点は、克蘭・ラルースにさえ「大鎌は十八世紀末には二次的穀物(オート麦、大麦)の麦刈および草刈に使用されていた」旨が記されているが、デュアメル・デュ・モンソーも、一七六〇年出版の著書 *Elements d'agriculture* において、高畝耕(labouré par billons)される地方ではすべての穀物が半月鎌で刈り取られるが、ボース、パリその他の平坦な耕地(labour à plat)であるのは広幅に畝耕される耕地(labour en grandes planches)の地方では、小麦とライ麦は半月鎌で、オート麦と大麦は大鎌で刈り取られる旨を述べている(Duhamel du Monceau, *The Elements of Agriculture*, Vol. I, 1764, p. 331)。[○]フェスティモ、デュアメルによりつく、革命以前の時代について高畝耕される地方以外における

大鎌の大麦、オート麦への採用を認めてくる (Octave Festy, *L'agriculture pendant la révolution française, les conditions de production et de récolte des céréales*, p. 20)。ボース、ブリを含めてパリ盆地中央部では、すでにパン穀物というより飼料としての使用が重要になっていたオート麦や大麦に大鎌が採用されていたであろう。もともと、十八世紀のフランスは大鎌の大部分を輸入し、その品質も悪かったし、また雇用労働に依存する場合、労働者がしばしば麦刈道具を用意する有様であったので、過度の一般化は避けねばならない (O. Festy, *Ibid.*, pp. 20-21, 392-418)。なお、加用信文氏は、M・ブロックが半月鎌↓大鎌への移行問題につき冬穀と夏穀の区別をしていない点に、上記デュアメルの記事やイギリスの例から疑問を出されているのは、まったく正当な根拠にたっていると思われる (同氏「イギリス農業近代化における穀物刈取作業の問題」『土地制度史学』第五八号)。ただ、ブロックの見解の解釈としては、半月鎌↓全穀類、大鎌↓採草地と割り切るのはやや疑問が残ろう。氏はブロックにあって「*de*」(麦類)が文字通り全穀物を直接に意味するかのごとく解してかかる割り切り方をされたが、ブロックの場合、「*de*」はまずパン用穀物として限定され、中世のように大麦、オート麦さらには豆類 (pois, fèves) さえパン用に使用されるかぎりで「*de*」の名でよばれたとしている (M. Bloch, *op. cit.*, p. 21)。そうだとすれば、十八世紀のようにオート麦や大麦が飼料として用いられる場合、これらがブロックの定義する「*de*」に含まれるかどうかはあいまいのままに残される。ブロックにあっては、オート麦や大麦の刈り取り用具はあいまいのまま残され、とくに重要なパン用穀物―半月鎌、採草地―大鎌が対比されているにすぎないともいえよう。

(四) 資本主義的生産の発展とその限界

1 大フェルミエの前進と資本家的経営の発展

十八世紀における市場関係の好転、大フェルミエにとっての小作料の相対的安定、多くの農民のプロレタリア化の進展という諸条件のもとに、大フェルミエの資本家的経営は、十七世紀および十八世紀初頭とは対照的な発展期を迎える。フランス革命まで、都市のブルジョアとちがって、土地購入を積極的に行なわなかったパリ盆地中央部

の大フェルミエは、社会的経済的地位の向上および借地農としての経営の安定と発展をみるのである。

(1) 地主との関係の変化

大フェルミエにとって、地主との関係は、十七世紀と対照的に、安定的で有利な状況になってくる。この点は、まず第一に、少なくとも七〇年代にいたるまで小作料の上昇が経営利潤の上昇に立ち遅れる傾向にあったと推定しうることにあらわれている。経営利潤の動向を計数的に把握することは資料的に不可能なため、利潤と小作料の動向を比較することはできない。しかし、上述のごとく、農産物価格が好転する中で、スワソネの大フェルミエにとっての小作料は、世紀初めの低下のあと七〇年代まで顕著な上昇をみずに安定的に推移した。このことは、少なくともスワソネにおいて、小作料の上昇が経営利潤の上昇に立ち遅れつつあることを推察させる。⁽¹⁾

第二に、大フェルミエの小作関係が安定し、小作権が事実上強化されることである。十八世紀初頭から、大経営のフェルミエの交代が少なくなり、同一家族が数世代にわたって小作を継続する場合が多くなる。先に十七世紀における大フェルミエの不安定性の事例として掲げたスワソネの若干の大小作地のその後の状況にもその点は明らかである。⁽²⁾すなわち、Vauxcelles村では一七〇一年以降、Vierzy村では一七三四年以降、Moutfay村では一七一八年以降、大フェルミエたる同一家族が一世紀ないしそれ以上にわたって小作を続ける。修道院所有のForêtsの小作地は、一七一八年から六四年までの半世紀間、同一家族が存続したし、Villeneuve村でも同様であった。このように小作地が同一家族によって数世代にわたり借地されるようになると、大フェルミエの小作権も事実上強化されてくる。それは大フェルミエの経営が安定し、小作料不払いあるいは破産が少なくなるという事実を背景にあらわれた現象であった。

このような地主に対する大フェルミエの地位の向上に関連して注目されるのは、両者間の対立を物語る諸現象である。大フェルミエは、地主による小作料引き上げあるいは小作人更迭の要求に対抗して、時には暴力の行使を辞さなかった。従来のフェルミエが契約更新に際し受諾しようとする水準より高い小作料を受諾してその小作地を得ようとする者やこうして小作人更迭を行なう地主は、つねに復讐の危険を覚悟しなければならなかった。この復讐の手段は、家屋の焼き打ちから、耕地、家畜、收穫物等の破損、常雇や日雇の労働者への圧迫により新フェルミエから労働力を奪うことなど種々の形がとられた。十八世紀には、こうした事件が頻発したが、かかる事態は、小作料をめぐる小作人相互の競争を制限する一定の役割をもちえたであろう。⁽³⁾一七六二年のスワソネに関する文書はこう述べている。「土地所有者はたしかにその小作地を自由に処分しうるといってもよい。しかし、隠密のある理由のため、その小作地を別のフェルミエが借りることは妨げられる。不吉な出来事が生じるといふ恐怖があつて、耕作者たちが互いに小作地を取り合うことを妨げている。かれらの大部分は、前借地人の同意なしに、経営地および小地片を借地しないよう相互に合意している。そして前借地人はしばしばその同意を高く売るのである。そのようにしなければ、非難と焼き打ちが直ちに発生する」⁽⁴⁾。

このような事態の中で、大フェルミエは、小作地を一種の世襲財産のごとくみなし、小作地の交換や譲渡を自らのイニシアティブで行なうようになる。スワソネに近い都市 Laon のある弁護士は当時次のように述べている。⁽⁵⁾

「小作契約満了後、フェルミエが小作地を享有しつつ、賃貸人がこれに異議を提出しない時は、法律的には新たな暗黙の契約がなされたものとみなされる。この暗黙の契約を行なわせるため、アミアン総管区およびスワソン総管区では、著しい違法行為が最も恐るべき普及を示していた。フェルミエたちは、賃貸人の意志に反して、その経

営に永住していた。かれらは、その小作地を賃借しようとする者を排除するため、いやらしい行為をとった。かれらは小作地を世襲財産とみていた」「（大フェルミエたちは）その小作地を世襲財産とみていたので、これを交換し、その付属地を売却さえした。そして多くの土地所有者がかかる不信行為の犠牲者であった」。フェルミエによる地主に対するこのような違法行為は、むろん当局の取り締りの対象となる。事実、取締法令は、一七〇八年、二四年、四七年、六四年と頻発された。このような法令の頻発自体が取り締りの限界を証明しているともみられるが、最も厳しい規定をもつといわれる六四年法以降も、そのような現象は消滅していない。一七八一年の文書は、フェルミエによる小作地の交換さらには売却の姿を次のように描いている。「数人の地主から借地しているあるフェルミエは、境界標を抜き取り、小作地を交換し、経営地を統合した。その子供たちは、全経営面積のうち、各地主から借地している面積しか知らない。地主は所有地の小作料しか知っていない。その間、かれのフェルミエは、土地を購入し、交換し、譲渡し、売却した。最初の取得者は次の者に売却し、後者は善意の取得者として時効により所有者となる。最初の売り手は、もはや小作地を経営していないといって、通常の地代支払いを拒否する。そうなる測量が行なわれるが、この争いは合意に達することなく、結局は地主の犠牲で終了する」⁽⁶⁾。

たしかに当時のすべての定額小作契約は、小作人を選択する地主の権利を倦むことなく想起させ、「この賃借権は賃貸人の明白かつ文書による承認なしには何人にも譲渡することができない。かかる譲渡は無効である」⁽⁷⁾旨を規定した。しかし、小作地をめぐる大フェルミエ相互の競争が制限され、小作地の譲渡においてフェルミエ相互の合意がしばしば地主の承認に先行するのが実情であった。地主の小作人選択権はこうして実質的に制約され、その承認もフェルミエ相互の合意を追認するという外的強制のもとにおかれる。

このような状況において、小作地の交換や譲渡が大フェルミエの主導下に行なわれるにいたることは、地主にとって土地所有権侵害の危機を意味していたといえよう。ここに、十八世紀を通じてますます盛んになる一種の地主的反動、すなわちフェルミエの負担において小作地の測量と土地台帳の作成を熱心に行なう地主側の動きがあらわれる。この測量は、フェルミエのみが測量技師を案内しかれに小作地の所在を示すことができるのであって、フェルミエの監視のもとに行なわれるのであるが、こうした測量とこれにもとづく土地台帳の作成によって、地主は、フェルミエの主導下に行なわれた小作地の交換とこれによって変更された所有地の小作関係を確認していく。ポステル・ヴィネによれば、スワソネの *Villemontoire* 村の二つの事例における測量結果は、大フェルミエによる小作地交換の進展を物語っている。トルネル家のフェルミエは、一七二八年の測量と六一年のそれとの間に、近隣のフェルミエと小作地の交換をかなり行ない、それは地片総数の八%に及んでいた。そしてこの場合は、交換の結果を地主は確認することができた。しかし、領主(教会領)の小作地は、フェルミエがより強力で、交換された多くの地片が測量によって把握されず、「消滅」が確認された。⁽⁸⁾このような十八世紀の土地台帳の作成は、十七世紀のそれが土地集中運動の進展を確認しつつ地主制の強化を表現するのに対して、大フェルミエの主導下にますます行なわれる小作地の交換とこれによる土地所有権侵害の危険に対処する防衛的な性格をもっていたといえよう。

以上みてきたような大フェルミエの小作権の事実上の強化、大フェルミエの主導下に行なわれる小作地の交換や譲渡、土地所有権をめぐる違法的諸行為、かかる諸事実は一体何を意味するのであろうか。それは十八世紀という時代的背景、一方において商品経済の発達の下に事実上の私的土地所有が成立し、小作関係も著しく発達するのであるが、他方において、厳密な意味での近代的土地所有とこれに対応した近代的法秩序が未確立であるというアン

シャン・レژیムの過渡的性格にかかわる問題であろう。とくに十八世紀においては、広範に形成された小作関係の中に農民層分解の進展に応じた著しい小作地の移動がすすむとともに、大フェルミエはその社会的経済的地位を向上させてくる。かかるブルジョア的關係の發達が近代的法秩序の未確立なアンシャン・レژیムのもとに進行することから、上述の諸現象があらわれるといえよう。大フェルミエによる上述のごとき諸行為がアンシャン・レژیムにおいてこそ可能とされ、あるいはその余地を拡大されたとすれば、パラドキシカルにもアンシャン・レژیムがかえって大フェルミエの力を強化し、その小作地の集中を促進し、こうして農業における資本主義的關係の拡大に資したといわねばならないであろう。むしろそれは大フェルミエの経済的發展が違法の諸行為によって實現されたという意味ではない。大フェルミエの違法的行為自身その経済力によってはじめて可能となったのであるが、それが可能なかぎりにおいて、大フェルミエの経済的發展を促進する意味をもったのである。

注(1) 七、八〇年代には、小麦価格は当該地域において停滞し(第八図)、大フェルミエの小作料は次第に上昇に向かう。これは当然経営利潤を停滞せしめたと推察されるが、このことは大フェルミエをしてその収入維持のためかえって経営拡大に向かわせたともいわれる(P. Brunet, *op. cit.*, p. 288)。実際、この時期に価格が停滞したとはいえ、六五年以前に比し概して高水準にあつたし、小作料の上昇も大フェルミエと中小農との小作料格差をほとんど修正しなかった。農業労賃は実質的に低下させたとみられる。当時の価格停滞は、大フェルミエの経営發展に決定的打撃を与えることなく、むしろ定額小作に依存する中農層の分解を促進し、すでに十八世紀を通じる蓄積により経済力を強化していた大フェルミエの経営拡大を可能にしたと推察される。

(2) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 42.

(3) 小作人相互の競争の制限は、たんにかかる暴力行為およびこれを認める違法な慣行(いわゆる «mauvais gré» «droit de marché»——G. Lefebvre, *Les paysans du Nord pendant la révolution française*, pp. 93-97; du même, *Questions agraires...*, pp. 81-82; du même, *La grande peur de 1789*, p. 171)のみから説明しえなかつてゐる。

は小作料支払い不能の小作人が追い払われることを妨げなかったし、事実、零細地片では小作人相互の著しい競争があった。競争制限は大フェルミエ相互間で顕著であったようで、これには限られた数の大フェルミエが村をこえた一定範囲の地域で自然発生的な暗黙の合意に達していたこと、またかれら相互間に婚姻等による家族的紐帯がかなりの発展をみえたこと等も重要な要因であったであろう (P. Brunet, *op. cit.*, p. 376; G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 46)。さらに根本的には、後述のごとく農業生産力の急速な発展の条件が欠如していたことが、かかる競争制限を可能にしていたのである。

- (4) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 40 (Arch. Dept. Aisne, D4, Mémoire de Dupuy, 30/7/1762).
- (5) *Ibid.*, pp. 42 et 48 (Arch. Dept. Aisne, D10, Rapport de Devisme).
- (6) *Ibid.*, p. 48 (Arch. Dept. Aisne, D8, Rapport de Peiavy 18/7/1781).
- (7) *Ibid.*, p. 45.
- (8) *Ibid.*, pp. 48-49.

(2) 大フェルミエによる小作地の統合と集中

上述のごとく地主との関係において地位を高めた大フェルミエは、小作地の交換による経営用地の統合あるいは他のフェルミエとくに中農層の犠牲のうえに経営拡大のための小作地の集中を積極的に行なう。前世紀までの地主による所有地の集中運動の後、十八世紀においては、大フェルミエの主導による小作地の集中が著しくなる。実際、後述のごとく経営の集約化に大きな限界のあった中で、小作地の集中による経営の外延的拡大は、当時の大フェルミエの経営の発展の主要な形態であった。

このような小作地の統合と集中の過程をスワソネの Villedonnoire 村のフェルミエの事例によってみよう。⁽¹⁾この村のデュヴァル家は、一七三〇年代には二二ヘクタールのフェルミエにすぎなかったが、世紀中葉以降著しい経営の発展を実現する。五七年に、ブルジョアたるデュトゥール家から、相続によりこの家の所有となった前世紀の

ラブルールの土地の三分の一を購入し、さらに六三年に同じくデュトゥール家から、前世紀末に集中した土地を中心に二七ヘクタールを購入した。だが、土地購入は、デュヴァル家の経営拡大にとって二次的なものにすぎず、小作地の拡大がはるかに重要であった。デュヴァルは、六二年、サン・メダル礼拝堂（Chapelle Saint-Médard）の司祭から一地片を借地した。また同年ある貴族から六ヘクタールを借地する。その後もこの貴族からの借地は拡大して、七一年契約更新の際には面積が二倍になっている。さらに、スワソンのブルジョアであるラブレ家から六三年に六七ヘクタール（この家が長期間、徐々に集中した土地）を、七〇年にはさらに別の地片を借地する。こうした多くの小作地の集中によって、デュヴァル家は、七〇年代初めに約三〇ヘクタールの所有地のほかに一〇〇ヘクタールをこえる小作地を経営する。さらに、七三年には村で最大の小作地たる教会参事会（Chapitre）の土地（一一五ヘクタール）をも借地した。

デュヴァル家による小作地の集中が異常な急テンポであるとしても、ポステル・ヴィネは、これが当時大フェルミエの行なった集中運動の一般的傾向を代表しているという。大フェルミエの経営拡大において、土地購入の役割は小さい。財産目録からみても、大フェルミエは所有地をしばしばもっているが、ほとんど常に小さな地位しか占めていない。大フェルミエの土地購入は、特に有利な条件の場合あるいは経営上不可欠の場合に限られたといわれる⁽²⁾。かれらの経営拡大は、主として、小作地の拡大によってなされたのである。パリ盆地中央部の平原地帯においては、前世紀までに農民所有地は大部分が貴族やブルジョアの手に集中されたが、こうして形成された地主・小作関係のもとに、十八世紀を通じて大フェルミエは小作地を集中し、経営の発展を実現する。

大フェルミエの小作地の集中には、多数の小地片を集中する場合とかなり大規模の小作経営を合併する場合とが

みられた。前者つまり小地片の小作地を集中する型は十八世紀を通じて大いに発展した。先述のごとく当時の大土地所有でも、所有地がまとまった団地をなすことなく、分散状態にあったことを考えれば、経営的には小地片の小作地を集中する必要が強かったことは容易に想定しうるが、事実かかる過程は弾力的に推進された。先の *Villemonaire* 村の教会参事会 (*Chapitre*) の土地 (一一五ヘクタール) は、一七一八年および二一年には、当時のフェルミエによってそれぞれ二地片 (八ヘクタール) および三地片 (一一五ヘクタール) の小作地を追加されたにとどまったが、七三年にはデュヴァルによって、上述のごとく多数の地片を追加され、経営的に一体化された。また先述の *Branbes* 村では、最大のフェルミエは、一七六九年に一二の小作地の集中によって三三三ヘクタールの規模に達していた。中農層の分解と貧農層のプロレタリア化という当時の農民層の分解過程の中で、多くの零細な小作地が大フェルミエのもとに集中されたが、こうして大フェルミエが分散的な多数の小作地をもつことが、フェルミエによる小作地の交換の動きを生み出す条件ともなった。⁽³⁾

かなりの規模をもつ小作経営の併合も、ほとんどすべての村でみられたといわれる。*Villemonaire* 村でも、先のデュヴァルは、ラブレ家の小作経営 (六七ヘクタール) と教会参事会の小作経営 (一一五ヘクタール) を短期間ながら併合したし、その後も教会参事会の小作経営は別のフェルミエのもとに修道院のそれと併合された。*Recons* 村のノートル・ダム修道院の二つの大小作経営も七三年に併合された。*Vierzy* 村では、シャトーの小作経営が四五年に克蘭シーの小作経営 (約三〇ヘクタール)、五八年にトゥルネルの小作経営 (三〇ヘクタール以上) と併合される⁽⁴⁾。このような大規模の小作地の併合は、村の経営構造を大きく変えてしまうであろうが、中農層の分解の中すすむ資本家的大フェルミエによるこうした小作地の併合が、上述の多数の零細小作地の集中とともに、十八世紀におい

ては従来の土地所有者の所有地集中運動を圧倒する勢いを示したのである。

こうした大フェルミエによる小作地の集中運動は、先述の中農層の分解の反面をなす事実であった。小作地をめぐる大フェルミエと中小農民との対立は、革命期には明確な形であらわれ、スワソネから西ブリにいたる大フェルミエの発展した地域において、多くの請願書は小作地規模を三〇〇〜四〇〇アルパン（一五〇ヘクタール程度）以下に制限することを要求した。⁽⁵⁾ 同時にこれらの請願書は、大フェルミエによる小作地集中の事実を豊富に提供しているのである。⁽⁶⁾ こうした小作地の集中は、六〇年代以降とくに顕著に進んだといえるにしても、すでにその前の時期からみられた。⁽⁷⁾ すでに一七六一年、Crépy-en-Valoisの副代官はスワソン地方総監あての手紙で次のごとく報告した。「すべての大農（*gros laboureurs*）たちの野心は、一教区のすべての土地を自分の経営に併合しようとするにあり、このためすべての貧農と細民（*hacotiers et menus ménagers*）は生存のためのあらゆる手段を奪われる。大農は、小農を圧倒しその土地を取り上げるためにはあらゆる方策を心得ている。かれは地主に同等ないし時にはより高い小作料を提示し、地主は小作地にある家屋を廃棄して土地だけを賃貸するのに何らの困難もない。この手管は通常一度の契約だけつづき、大農はすべての貧農たちを消滅させ、自分が支配者であると感ずるにいたると、今度はすべての地主を自分に従わせる。地主は経営させるべき他の者を見出すことができず、大農の欲する小作料でかれに土地を提供するほかなくなる」⁽⁸⁾。

さて、以上十八世紀のパリ盆地中央部における農民層の分解と資本家的大フェルミエの発展について考察してきたが、ここで大フェルミエの経営発展のメカニズムという観点から簡単に総括しておこう。十八世紀初頭において、(一)広範な農民が所有地を喪失し、地主制のもとに包摂され、ここに地主的土地所有が農民的土地所有を圧倒的に凌

駕していたこと、(二)農民層分解の帰結として地主制のもとに広範な貧農・半プロレタリア層が形成され、ここに商品化されうる豊富な労働力の堆積がみられたことが、すでに歴史的条件として与えられていた。当時すでに資本家的大借地農として農民層の頂点にあった大フェルミエは、十八世紀三〇年代以降の農産物価格の長期的改善の中で、資本家的生産者として経営の安定と発展の条件に恵まれる。大フェルミエの経営の安定と経済力は、一方において地主との関係において小作期間の長期化と小作権の強化さらにより広い意味で地主との関係の改善を可能にし、他方において、小作地をめぐる競争において中農層に対して優位に立つことを可能にした。地主的土地所有の支配的存在という状況下に、すでに土地所有からほぼ切り離され小作に大きく依存していた中農層は小作地をめぐる競争において大フェルミエに圧倒され、これに対応して大フェルミエの経営発展が小作地の集中という形で進む。こうした経営の外延的發展が没落した農民の提供する豊富な労働力の存在によって支えられることはいうまでもない。大フェルミエの経営の安定と経済力が経営発展を可能にするとともに、後者が前者を強化する。この過程において、大フェルミエは、アンシャン・レژیムに特有の経済外的諸要因や違法的諸手段をも一定の限度において利用する。その限りでかかる要因も資本主義の発展に寄与する意味をもつのであるが、それは原蓄期に特有の現象にほかならない。ともかくこうして発展をみた大フェルミエの経営に立ち入って、そこに形成された資本・賃労働関係を考察することが残された課題である。

注(一) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, pp. 90-92.

(二) *Ibid.*, pp. 50 et 92.

(三) 上述 G. Villemontaire 村のデュヴァルも自らのイニシアティブで小作地の譲渡を行なっている。七三年にかれが借地した教会参事会の土地はまもなく別のフェルミエ P・J・ピコによって借地されるが、デュヴァルはこの新たなフェルミエアンシャン・レژیム期フランス農業における資本主義的生産(下)

エたるピコに別の地主ラブレ家からの小作地約一六ヘクタールを「再譲渡」したことを、ラブレ家の八三年の土地台帳は記録している。これが小作地の交換つまり相互的譲渡か、一方的譲渡かは不明であるが、教会参事会の土地とラブレ家の土地をあわせ小作していたデュヴァルは、前者の小作を放棄する時、後者の小作地の一部をも前者の新フェルミエに自ら譲渡したと推察される (*Ibid.*, p. 46, note 1)。

(4) *Ibid.*, p. 93.

(5) P. Brunet, *op. cit.*, pp. 288-289; G. Lefebvre, *Questions agraires*, pp. 62-63, 70-71, Documents (Aisne, Oise, Seine-et-Marne, Seine-et-Oise, etc).

(6) 例えば「Marcel-en-France 村」「Ormy-en-Brie 村では「ただ一人のフェルミエが村のほとんどすべての土地を保持している」」「Santeny-en-Brie 村では「かつては四人のフェルミエがいたが、いまでは一人しか残存していない」、あるいはフランス平野の Villeron 村では「かつては二人の大フェルミエのほかに、二人の小借地農が存在し、その他の住民たちも二三四アルパンの土地を小作していたが、一七八九年には二人の大フェルミエがすべての土地を奪ってしまい、「住民たちはかれらの腕以外には生活の手段をもたず、この腕を二人のフェルミエのために役立てることを強いられている」等々の記述がみられる (G. Lefebvre, *op. cit.*, p. 65 et Documents; P. Brunet, *op. cit.*, p. 289)。

(7) G・ルフェーヴルは「かつて小作地の集中は一七六〇年以前にはあらわれない、あるいは少なくとも多くの注意をひかなかったと考えたが (G. Lefebvre, *op. cit.*, p. 61)」「P・ブリュネやG・ポステル・ウィネは「この現象をすでに十七世紀にあらわはじめ、十八世紀全体を通じてみられたとしている。後者の見解はかなりの事実裏付けられているが、実際の進捗テンポは確たる実証の困難な問題であり、ここではさしあたり、十七世紀にあらわはじめ、十八世紀の進行とともに、とくに世紀後半に一層顕著となったとしておこう。

(8) P. Brunet, *op. cit.*, pp. 289-290.

2 資本・賃労働関係の特質

大フェルミエによる小作地の集中と経営拡大は、同時により多くの労働力が資本のもとに包摂され、資本・賃労働関係が形成・拡大する過程でもあった。

この過程は当時の農業生産力の発展段階によって規定されざるをえないので、以下においてはまず労働生産過程を考察し、これとの関連で資本・賃労働関係の特質を検討したい。

(1) 労働生産過程

十八世紀後半のパリ盆地中央部においては、ランドル等の若干の地方を除く北フランス全体と同様、中世以来の三圃制農業がまだ支配的であった。耕地は、冬麦⁽¹⁾、ライ麦、混合麦、春麦（オート麦、大麦）、休閑地にほぼ三分分されるとともに、この三者による輪作が行なわれる。一七八七〜九〇年にフランスを旅行したアーサー・ヤングはこの点につき次のように述べている。「ノルマンディにおける Bernay と Elbeuf の間の土地および Caux 地方の一部、ならびにイル・ド・フランスにおける Meaux の周辺のような世界で最も優れ、深く、肥沃な土壌が、休閑—小麦—春麦というありふれた野蛮な農法に縛りつけられ、春麦の収穫はとるにたらず、したがってすべての労働が結局一度の小麦の収穫に向けられているのを見ると、かかる国では農業は十世紀におけると同じ状況にあると考えざるをえない⁽²⁾」と。

しかしながら、このような全般的状況の中にも、伝統的な三圃制に種々の改良が加えられ、とくに十八世紀後半には飼料作物の進出がみられたことは無視しえない事実であった。この時期にいわゆる農業革命がみられたかどうかは、これをどう定義するかの問題とともに議論の分れるところであるが、飼料作物の導入をテコに輪作体系の改良がみられたことは疑いのないところである。パリ盆地中央部は元来採草地や放牧地が少なく、草資源に恵まれない地域であるが、さらに十八世紀においては、開墾によってこれらの土地は耕地に転化される傾向にさえあった。

また共同放牧に供される休閑耕地は、穀物生産における労働過程の改良（休閑期における四耕耘の普及これにともなう

雑草の減少）により飼料的価値を低下させていた。このような飼料基盤の弱化は同時に厩肥基盤の弱化として穀物生産の増大に対する桎梏をも意味していた。当時パリ盆地中央部で支配的地位を確立し商品生産に従事していた大フェルミエは、この点に強い利害関係をもっていた。とくに七〇年代を境に小作料が上昇傾向に転ずるとともに、かれらは経営の集約化を強制されたが、この集約化の基軸は、穀物生産の収量増加の面でも、畜産（羊）の拡大の面でも、飼料基盤の強化にあった。

飼料作物はすでに早くからこの地域で知られていたが、その普及がすすむのは十八世紀以降とみられる。この普及の意義を考える場合、多年性牧草と単年作の飼料作物を一応区別する必要がある。なぜなら前者は、数年ないしそれ以上の期間作付けされるために、伝統的な三年輪作と矛盾するが、後者は、一年の休閑期のみ作付けされ、穀作中心の三年輪作の枠内で導入しうるからである。この地域において導入された主な多年性の牧草は、リュゼルヌ（Luzerne うまごやし）、サンフワン（sainfoin）、クローバ（trèfle）であり、その平均作付期間はそれぞれ九年、五年、二年であったといわれる。⁽³⁾このうち、クローバは単年作として休閑地に作付けされる場合も多かったが、前二者は播種後三、四年して収量が多くなるので、少なくとも数年間、穀物の生産を停止させることになる。革命の直前、パリ総管区の二二徴税区を調査したF・H・ジルベール（Gilbert）は、Paris, Mantes, Pontoise, Senlis, Meaux, Coulommiers 等の徴税区で、これらの牧草とくにリュゼルヌがかなりの進出をみていることを報告している。⁽⁴⁾この調査範囲で多年性牧草が目立つ地区としてあげられているのは、パリ盆地中央部の中でもさらに中心に位置するミュルタン、ヴァロア、ヴェクサン等の地域であるが、普及度の差異はあれ、この地域全体においてリュゼルヌ等が導入されていたとみられる。⁽⁵⁾

では、伝統的な輪作体系と元来矛盾する多年性牧草はどのような形で導入され、耕作体系の中に位置づけられたのであろうか。この点でまず注目されるのは、「かかる牧草類の主な利点の一つが、とくに劣等地 (terres médiocres ou même mauvaises) において、これを作付けすることができたこと、そしてこの土地は生産を行ないつつ改良されるということにある」と、これを導入する農民によって考えられたことである。⁽⁶⁾ 多年性の牧草類は、穀物生産の観点からは限界的な劣等地を数年間穀物生産から引き上げ、あるいは自然草地の改良という形で、進出したと推察される。

元来三圃制農業において、耕地と草地・放牧地とは、後者が(事実上の)私的所有か共有地かの差異も含めて、制度的には明確に区分される。前者は、共通の三年輪作のもとに、私的に耕作されるときに休閑期は共同放牧に供されるのに対し、後者は私的草地も毎年一番草ないし二番草の採取後は共同利用のもとにおかれ、また共有地が共同利用されることはいうまでもない。課税面でも十分の一税はもっぱら前者に課せられる。しかし現実の土地利用においては、両者の境界は一定の流動性をもったとみられる。厩肥の慢性的不足の中で、限られた厩肥はまず菜園ついでこれに比較的接近した耕地に優先的に使用され、遠隔の耕地は自然的劣等地とともに限界地を形成する。「休閑期間はしばしば(村落中心部からの)距離によって異なる。村域の周辺部では土地は僅かに耕作を放棄される。ある土地は四年、五年あるいは六年に一度しか播種されない。これがボカージュ地方の《terres froides》あるいは大耕作地方(北フランスの意——引用者)の『無価値《non-valeur》の土地である⁽⁷⁾』。抽象的にはきわめてリッジに理解されがちな三圃制も、土地条件に対応する一定の弾力性を欠いてはいなかった。通常の輪作からはずされ、一年をこえて休閑、採草、放牧に向けられる「無価値」の土地は、パリ盆地中央部では比較的少ない自然草地等と⁽⁸⁾

ともに当時の穀物中心の農業における限界地として、多年性牧草の導入の場を提供していったと推察される。多年性牧草の導入による栽培牧草地は、こうして伝統的な三年輪作を、数年間の牧草栽培をその一環として含む新たな輪作体系によって代替するというよりも、その周辺にそれと併存する限られた存在でしかなかったであろう。十八世紀後半のパリ盆地において「栽培牧草地の発展は三年輪作を変更しなかった。それは耕地の一部を数年間この輪作から引き離したにすぎなかった」⁽⁹⁾わけである。

多年性牧草に比べ、単年作の飼料作物はより広い普及を示した。上述のジルベールは、ピカルディにおけると同様パリ地域においても、前者の普及を指摘しつつも、後者がより広く普及している旨を報告している。また後者に属す作物としては、種々の荳科作物（*vesces*, *lentillon*, *pois gris* 等で青刈りされる）、青刈用のオート麦、ライ麦および大麦、根菜類（かぶ、飼料用ビート）、単年作されるクロープ等、多様であるが、最も重要なのは荳科作物とくにヴェス（*vesces*）であったといわれる。⁽¹⁰⁾ スワソネでは、一七六〇年代には、飼料作物を導入する大フェルミエはいまだ例外的であったが、二〇年後には、休閑地の五分の一にこれが作付けされた。⁽¹¹⁾ ヴァロアでは、休閑地の四分の一に荳科作物が作付けされた。⁽¹²⁾ パリ盆地中央部においては、スワソネからヴァロワ、ミュルタン、ブリ西部にいたる、大経営の発達した三日月形的地帯にあまねく休閑地の飼料作物が普及し、小農の比重が増大するその東方では、それは例外的にしか導入されていないといわれる。⁽¹³⁾ この地域において、休閑地の飼料作物の普及が大フェルミエの発達した地区に対応することは、注目すべき事実であろう。

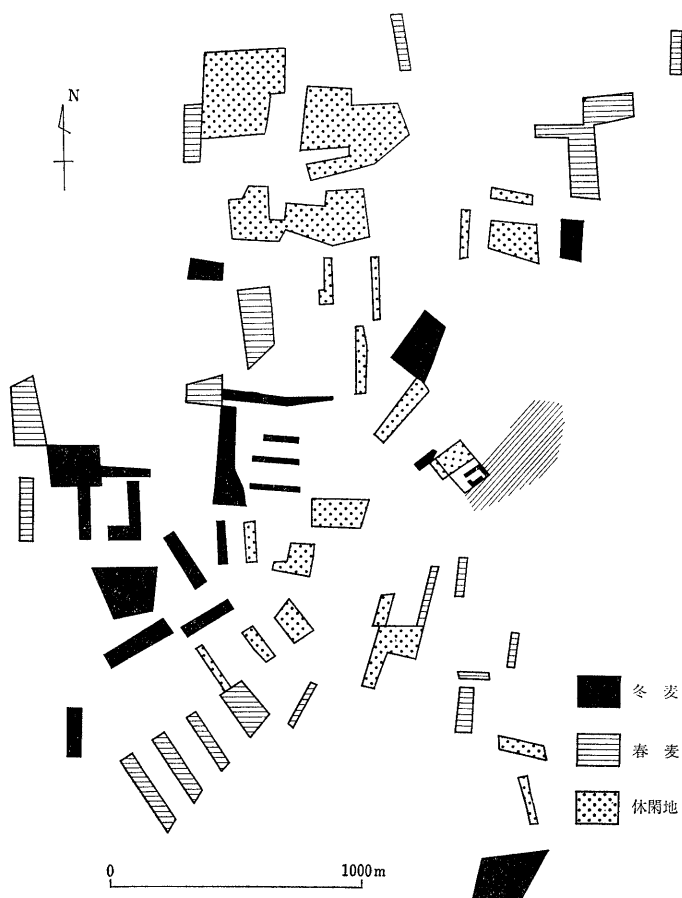
単年作の飼料作物の普及は、穀物中心の伝統的な輪作体系の枠内で導入可能であることに負うところが大きい。この点、ジルベールは、ヴェスが好んで導入されるのは「休閑地に播種され、短期間しか耕地を占有しないからで

ある」こと、単年作としてのクローバは「輪作秩序を保ち、休閑地に作付けされる」利点をもつこと等を指摘して⁽¹⁴⁾いる。飼料作物が伝統的輪作体系を前提に休閑地の一部に作付けされるということは、上述の栽培牧草地の進出の限界とともに、十八世紀後半における飼料作物導入を軸とする「農業革命」の限界を物語るものである。

では、この限界すなわち「新農業」のための著しいプロパガンダが当時みられたにもかかわらず、穀物中心の伝統的輪作が、大フェルミエの発達したパリ盆地中央部においても根強く存続したのは何故であろうか。これに対する従来の代表的回答は、ブロックのごとく、開放耕地制と混在耕地制に基づく三圃制農業における共同体的規制（耕作強制、囲い込み禁止）に求めるものであろう。⁽¹⁵⁾ 実際、共同体規制の法制的性格がどうであれ、開放耕地制と混在耕地制のもとに休閑地が共同放牧に供されるかぎり、伝統的な三年輪作が存続するほかならう。パリ盆地中央部の大経営でもかなりの場合、混在耕地制のもとに、経営地は、三年輪作に応じて三等分されるとともに、各作付地および休閑地は分散していた。⁽¹⁶⁾ 第九図はその一例である。

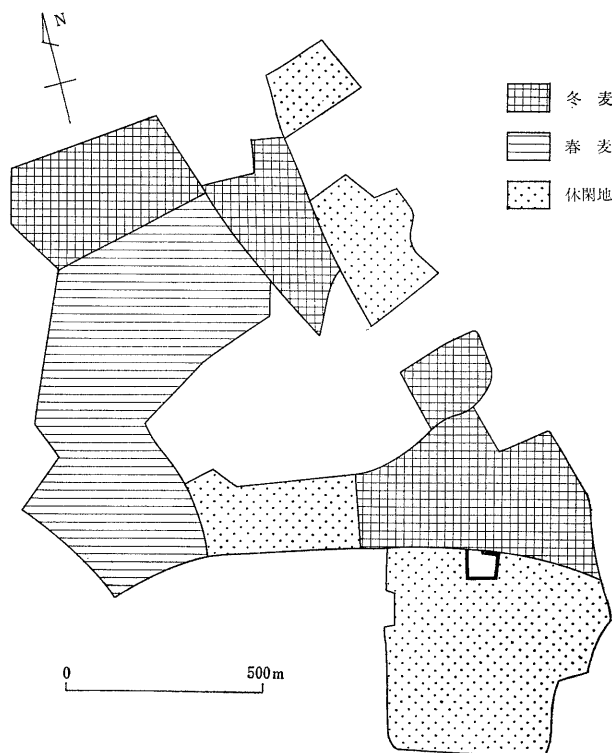
しかし、十八世紀のこの地域では、かかる著しい耕地の分散と混在を一般化することはできない。アンシャン・レジームを通ずる土地所有の集中と十八世紀の大フェルミエによる小作地の統合と集中によって、大フェルミエの経営では、ある程度の規模（数ヘクタールから一〇ないし二〇ヘクタールにおよぶ規模）をもつまとまった耕地があらわれている。先の第三図でも、最大の地片は二〇ヘクタール程度に達していたが、第一〇図の場合も、一〇ないし二〇ヘクタールにおよぶまとまった大型耕地が形成されている。第一〇図の事例ほど経営地が単純化され、大型耕地が形成されている場合はあまり多くはなかったであろうが、十八世紀のパリ盆地中央部ではもはや無視しえない存在となっているのである。

第9図 経営耕地の輪作図（Néry 村，Saint-Adrien 小修道院所
有の小作経営，1776年）



出所：P. Brunet, *op. cit.*, p. 312 (Arch. Oisd, non coté).

第10図 経営耕地の輪作図 (Autrèches 村, ferme du Tillolet, 1758年)



出所：P. Brunet, *op. cit.*, p. 313 (Arch. Oise, H. 150 bis).

ところで、このような大型耕地では、共同体的農耕規制は分散耕地の場合のごとく貫徹しえなくなる。上述の休閑地への飼料作物の普及は、いうまでもなく、共同体的農耕規制の重要な一環をなす休閑地共同放牧と対立し、これの廃止を前提とする。多年作の栽培牧草地についても同様である。だが、飼料作物を共同放牧の家畜群からまもることには、法的には強い障害はなかったようである。ブリ西部の Melun の慣習法は一七六八年に「サンフワン、リュゼルス、クローバ、ブルゴーニュ、つまり栽培牧草⁽¹⁷⁾ (prairies artificielles)

とよばれているものについては、これらは共同放牧の対象をなさない、家畜がそこで放牧され害を与える可能性があるもので、共同放牧からこれを除外することは正当である」旨を定めた。またミュルタンにおいては、Meauxの慣習法はこの点について規定がないが、栽培牧草類あるいは単年作の飼料作物の休閑地への導入は、しばしば共同放牧から免れる一手段であった。またスワソネにおいても、すべての青刈飼料作物および栽培牧草は共同放牧から保護されるのが慣行であった。⁽¹⁸⁾ こうして農村における慣行は、飼料作物を共同放牧の家畜群から保護することを認めたのであって、そのためには、いくらかのとげのある灌木（épines）あるいは簡単な囲いを設けた。耕地の分散と混在から次第に免れつつあった大型耕地において、それがより容易であったことはいうまでもなからう。

それでは、このように共同体的農耕規制から事実上免れた大型耕地が必然的に、伝統的な輪作体系を廃止し、新たな輪作を指向していったのであろうか。むしろそうではなかった。そしてこの点に、「新農業」の限界の根拠を共同体的規制に求めるブロックの見解の不十分性があるといえよう。これに関連して興味あるのは、A・ヤングが先の引用部分につづいて、伝統的輪作の存続の理由を次のごとく説明していることである。「この国の北東部では開放耕地と混在耕地が存在することがこのような制度の存続の理由となっている。しかし、それはまったく部分的な解答ではない。私はこの制度の存続は、これを廃止することが不可能というより、才知と知識の欠如によるのだと考える。その最も明白な証拠は、開放耕地の地区でたまたま囲い込まれたところでも、いまわしい共同体的權利に悩まされている耕地と同じ農業が行なわれていることである」と。「才知と知識の欠如」は理由となりえない⁽¹⁹⁾が、最後の指摘は事実であろう。共同体規制に強制されない場合においても、伝統的輪作が維持されるのには、当時のすべての小作契約が輪作秩序の変更を禁じていたことが一定の役割をもったかもしれない。しかし、この契約

条項は十分守られず、大フェルミエは休閒地に飼料作物を導入するのが実情であった。⁽²⁰⁾ 伝統的輪作の維持は、地主の一方的意志というよりも、大フェルミエ自身これに固執したというべきであろう。そして、その理由は、結局のところ、穀物中心の輪作体系を变革する客観的条件の欠如に求められなければならないであろう。

すなわち、第一に、「新農業」のテーゼにおいては飼料増産↓家畜増大↓厩肥増大↓穀物増産という穀物生産に集約される連関が強調されたが、かかる連関による飼料作物へのインセンティヴは、伝統的輪作の枠組を变革するに十分な強さをもちえなかった。この「新農業」のテーゼは、いうまでもなくイギリス農学の影響下にあったが、国民的産業としての羊毛工業の隆盛の後、産業革命期に入りつつあったイギリスでは、畜産物への強い需要はむしろ前提とされ、飼料作物⇨畜産の穀物増産効果が強調されたと考えられる。それにはおそらく、ヤングをして「世界で最も肥沃な土壌」といわしめたパリ盆地平原地帯に比し、概して穀物生産とくに小麦生産に不適なイギリスの土地条件も一つの背景となっているであろう。有名なノーファーク四年輪作にしても、十九世紀中葉パリ盆地に成立する小麦と根菜類を基軸とする輪作体系にくらべ、穀作より飼料⇨畜産、穀作内部では小麦よりもその他の穀物により重点がおかれていた。そして、かかる農法は、イギリスが十八世紀後半から十九世紀にかけて、穀物輸入国に転化する中で普及した。これに対して、フランスでは、畜産物需要の発展はイギリスのごとく顕著でなかっただけでなく、大都市への食糧の安定的供給さらには輸出をも指向しつつ、穀物とくに小麦生産へのインセンティヴが強かった。こうして十八世紀のパリ盆地中央部の肥沃な平原地帯は、小麦生産を中心とする伝統的輪作の枠組を維持するほかなかったのである。

しかしながら、十九世紀における新たな輪作体系の発展という展望に立つならば、十八世紀における農業生産力

の水準をも、伝統的輪作の変革を困難にする第二の、しかしより基本的な原因として指摘しなければならないであろう。この点を端的に示すのが、八〇年代後半における根菜類とくに飼料かぶの導入の試みとその失敗である。当時、イギリスにおける飼料かぶの普及を前に、王立農業協会は、多くの農業者にその作付けを奨励したが、この試みは、罌耕が十分行なわれなかったために完全に失敗した。⁽²¹⁾ その後も飼料かぶは、フランスではイギリスのごとく重要な地位を占めることはないが、十八世紀後半のパリ盆地中央部では、根菜類を導入しうる技術的条件が十分備わっていなかった。わが国の農法研究者が「農業革命」の基本的メルクマールとして根菜類の導入に着目し、その根拠を、罌耕を必要とする根菜類には旧来と異なる農作業体系が前提とされることに求めているように、菜園ではなく耕地における根菜類の大規模生産には、一定の生産手段の発展（条播機と馬力罌耕）が必要であった。飼料かぶに著しい関心のあったイギリスでも、十八世紀には一般に散播と人力罌耕により栽培され、それには「特技的」熟練と多くの労働を要したことを考えれば、パリ盆地中央部の穀作指向型の大フェルミエにとって、飼料かぶの栽培が当時に困難であったかは容易に推察できよう。かれらは、十九世紀に入って、条播機と馬力罌耕の採用、深耕用の犁の開発等の一連の生産手段の発展を前提としてのみ、根菜類（てんさい）の大規模生産を実現しえたのである。

以上の検討から、十八世紀後半のパリ盆地中央部は、北フランスの多くの地域と同様、伝統的三年輪作の枠内で、休閒耕地や劣等地にある程度飼料作物を導入するという改良三圃制の普及する段階にあったということができよう。このような改良は、七〇年代以降、小作料の上昇に直面する大フェルミエにとって、一定の集約化を実現する役割をもったことは無視できない。飼料作物が増産されるかぎり、それは家畜の増大によって厩肥を増大せしめ、穀物増産に資するだけでなく、畜産物（羊毛等）の販売を主要商品生産物たる小麦に追加した。⁽²⁴⁾ 小麦の収量は、休閒期四

耕耘の普及とあいまって、若干の増大を示しているようである。⁽²⁵⁾ しかしながら、この時代には、労働手段の改良はほとんどなく、⁽²⁶⁾ 大経営の不変資本（ヘクタールあたり）は、スワソネの大フェルミエの財産目録を調べたポステル・ヴィネによれば、⁽²⁷⁾ ほとんど変化がなかったと推定されている。十八世紀後半の大フェルミエの経営集約化は、こうして伝統的三年輪作の枠内において、旧来の技術体系を前提に、改良三圃制の普及という形で行なわれるにとどまったのである。

注(1) 小麦としては、とくに大経営では、商品化の条件に恵まれた小麦が支配的であり、また十八世紀を通じて小麦の比重が増大する傾向にあった（P. Brunet, *op. cit.*, p. 310）。なお、混合麦とは、小麦とライ麦の混合で、その比率は様々であった。

(2) Arther Yong, *Travel in France*, Vol. II, 1793, Dublin, p. 133.

(3) Octave Festy, *L'agriculture pendant la révolution française, l'utilisation des jachères*, p. 43, note 56（「フエスティは後述のジルベールの調査結果によっている」）。なお本文では平均作付期間のみを記したが、実際はリュゼルヌ五～十五年、サンマン三～六年であった（*Ibid.*）。

(4) O・フェスティの要約による（*Ibid.*, pp. 31-32）。ここでは計数的に把握されておらず、例えば「Mantes 徴税区ではリュゼルヌが豊富である」「Senlis 徴税区では多くのリュゼルヌとサンマンが存在する」「（Pontoise, Meaux の徴税区では）栽培牧草がこれほど普及している地区はほとんどなからう」といった記述になっている。

(5) P. Brunet, *op. cit.*, pp. 317-318.

(6) O. Festy, *op. cit.*, p. 34.

(7) P. Goubert, “Les cadres de la vie rurale,” *op. cit.*, p. 98.

(8) 自然草地も劣等なものほど栽培牧草に転化されたようである。「Nogent 徴税区では栽培牧草地が存在しない。それはここでは自然草地が優れているためである。Vézelay 徴税区の一部でも同様である」旨ジルベールは指摘している（O. Festy, *op. cit.*, p. 32）。しかし「自然草地は比較的少なへ、しばしば劣悪であらう」（*Ibid.*, p. 33）「自然草地が重要

性を減ずるにこれ、これをリネセルヌ、サンフラン、クロールによって代替する傾向にあった」(*Ibid.*, p. 39)。

- (9) P. Brunet, *op. cit.*, p. 316.
- (10) O. Festy, *op. cit.*, pp. 66-69.
- (11) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 117, note 1.
- (12) P. Brunet, *op. cit.*, p. 311.
- (13) クラントから南方向く Oulchy および Neuilly-Saint-Front の周辺まで飼料作物が普及しているが、その東側の Tardenois や Orxois では、革命前後におうてそれは例外的である。ノリ地方では、普及の東側の境界線は Melun から Rozay までの間に止まる (*Ibid.*, p. 311; O. Festy, *op. cit.*, pp. 68-69)。
- (14) O. Festy, *op. cit.*, p. 68.
- (15) M. Bloch, *op. cit.*, chapitre VI en particulier; du même, "La lutte pour l'individualisme agraire dans la France du XVIII^e siècle" in *Mélanges historiques*, Tome II. なお、三圃制農業の支配する北フランスで耕作強制と囲い込み禁止を強調し、一般化したブロックに対して、最近では、かなりニュアンスを加えてこれを理解する傾向にあるようである。例えば、十七、八世紀を対象とした P. Goubert, *op. cit.* における次のような記述にもうかがえよう。
「この同じ地域(北フランスの大耕作地帯——引用者)において、耕作強制はときには(ブロックが考えたより少ない頻度で)存在した」(p. 97)。「かつては絶対的法則として紹介された囲い込み禁止は、北部や東部の若干の慣行法にしか含まれていない」(p. 106)。
- (16) 類似の例をいまだあげれば、Blanzay-les-Fismes 村の Saint-Yved 修道院所有の小作経営は一七三五年に、小麦畑二八・五ヘクタールが一八地片、春麦畑二三・五ヘクタールが一―地片、休耕地二四ヘクタールが一―地片に分散していた。この場合も、第九図の例も、村の中心に比較的近く位置する経営であり、かかる経営は、村の中心から離れて位置する経営(例えば第一〇図の経営)に比し、分散性が著しい(P. Brunet, *op. cit.*, p. 314)。
- (17) 《prairie artificielles》を「栽培牧草」と一応訳したが、当時この語はたんに牧草類のみを意味するのではなく、種子を播き栽培される飼料作物全体を意味したようである(O. Festy, *op. cit.*, p. 66)。そしてクロールはしばしば休耕地に単年作されたことを考えると、この規定は、多年作の牧草地だけでなく、休耕地の飼料作物をも対象にしているとみら

れる。

- (18) これら三地域の慣行は、P. Brunet, *op. cit.*, pp. 317-318 による。なおスワソネのかかる慣行は、ブロックも認めうる（“La lutte pour l'individualisme agraire”, *op. cit.*, p. 607, note 3; *Les caractères originaux...*, p. 232）。
- (19) 当時の「新農業」のプロバガンダの中で、大フェルミエたちは、多くの実験を行ないつつも、製作中心の伝統的輪作を維持しようとしたようである。かぶの実験とその失敗は、O. Fesay, *op. cit.*, pp. 58-62 に述べられている。伝統的農法とくに休閑地への非難が農業者をいらだたせた様子を、Réez-Fosse-Martin 村の村長は、一八一九年にこう描いた、「あらゆる称賛をうけている新農法、一言でいえば休閑地の廃止が、われわれの伝統的方法を哀れみ嘲笑せしめていることは認めなければならない。われわれが頑固であるのは、新農法について経験がないからではない。それは、われわれがわれわれを軽蔑する者たちよりもはるかに多くの経験をしたからである。毎年、耕作者たちは、休閑地の最も肥沃な部分に、かなりの量の G. pois, vesces, lentilles, gesses 等を播種し、食料としてあるいは家畜用の飼料としてきた」（P. Brunet, *op. cit.*, p. 311, Arch. Oise, M. non coté）。
- (20) O. Fesay, *op. cit.*, pp. 41-42.
- (21) *Ibid.*, pp. 60-62.
- (22) 例えば、加用信文『日本農法論』序説、飯沼二郎『農業革命論』。
- (23) 飯沼、前掲書、第四章。
- (24) P. Brunet, *op. cit.*, pp. 311 et 314.
- (25) スワソネについて、P. フリュネは、一七一六年に優等地でヘクタールあたり一五〜一六キントル、革命前夜にこの水準がスワソネの平均値となったと推定している（*Ibid.*, p. 335）。一七八九年の一〇分の一税に反対するあるパンフレットは、スワソネの大経営（三シャリュ）の平均収量を一七〜一八キントルと推定している。そしてかかる収量増大は七〇年代以降に主として実現されたようである（G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 116 et Annexe IV）。
- (26) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, pp. 115-116.
- (27) *Ibid.*, p. 90.

(2) 資本のもとの労働力の包摂とその限界

アンシャン・レジーム期フランス農業における資本主義的生産（下）

大フェルミエの経営は、資本家的性格のそれとして、雇用労働に依存した。十八世紀の大フェルミエの標準的経営(一〇〇〜二〇〇ヘクタールの規模)においてどの程度の雇用労働力を用いたのであろうか。雇用労働力を常雇と臨時雇に区分すると、常雇は犁耕労働者(charretiers)、羊飼(bergers)、牛飼(vachers)、奉公人(hommes de cour)等からなるが、常雇の数は一三〜一四ヘクタールに一人程度の割合であったと推定されている。したがって、大フェルミエの経営には、一〇ないし十数人の常雇がいることになる。だが農作業の多く、とくに脱穀、收穫、厩肥散布などは、臨時労働に出された。そして農繁期とくに麦刈りには数十人にもおよぶ多くの臨時雇が動員されたとみられる。⁽¹⁾常雇は多くは若年労働力で、将来零細な家族経営を継いで、貧農ないし半プロレタリア農民となるような者からなっていた。⁽²⁾臨時雇の労働力は、広範に存在する貧農や半プロレタリア層から供給された。

大フェルミエの経営の発展は、このような労働力をますます資本のもとに包摂していく。すでに十八世紀において農民層の分解が著しく進んでいたパリ盆地中央部においては、堆積する貧農および半プロレタリア農民が低廉豊かな労働力を提供したが、この地域の外部(Laonnois, partie occidentale de l'Oise, Yonne, Plateaux bourguignons)からも季節労働者がやってきた(十八世紀末ないし十九世紀はじめには、少なくとも一万四千人の季節労働者がこの小麦地帯に集まったといわれる⁽³⁾)。

このように雇用労働力の多くが、完全なプロレタリアではなく、一応生産手段をもった半プロレタリアないし貧農によって提供されたことは、十分注目しておかなければならない。なぜなら、このことは、資本・賃労働関係にある特殊性を与えるからである。ここでは、労働生産過程がむろん機械制工業におけるごとく客観的な機構として確立していないので、賃金形態も、労働量の時間的測定にもとづく時間給ではなく、麦刈り、脱穀等の具体的労働

に対応した現物給がかなり支配的であった。麦刈労賃はスワソネにおいて、収穫の二〇分の一、時には二四分の一、また脱穀労賃はその穀物の僅かの分け前として与えられた。⁽⁴⁾農民でもある労働者は委ねられた特定の労働を自己の小経営におけると同じ自己の流儀で行なう。労働生産過程における資本の専制は、その技術的基礎の弱さから制約され、労働者に一定の自立性が残されざるをえない。

しかしその反面、労賃水準は労働力の再生産に必要な水準に達しない著しく低いものとなる。上記の収穫量の二〇分の一という麦刈労賃は、比率としては、フランスの他地域に比べてもとくに低い水準であった。⁽⁵⁾脱穀労賃も低水準のため労働者は労働時間を限りなく延長し、「ランプの明りで夜まで働く脱穀労働者の不屈の姿」がみられた。⁽⁶⁾一七六〇年代初めのスワソネのタイユ税台帳は日雇の日当賃金を明らかにするが、これによれば一〇スウ前後である。また七五年の同地区の Montigny-Langrain 村では、約一五スウであった。年間労働日数二〇〇日とし、当時の穀物価格によって年間実収入（穀物換算）を計算すると、六〇年代初めで一三ヘクトリットル、七五年で一・五ヘクトリットルになる。これは一家族の生活を支ええない水準であった。⁽⁷⁾常雇の労働者は、食事等の現物賃金のほか、一七五〇～六〇年代のスワソネでは四〇～五〇リーヴルを支払われるにすぎなかった（これはポケット・マネー程度のものである）。かれらの多くは、その零細な家族経営から口減らしのために一時的に離れた若年労働者で、臨時雇以上に資本のもとに従属し、低賃金を甘受していた。⁽⁸⁾

資本のもとに集中される労働力がこのように完全なプロレタリア層ではなく、一定の生産手段をもつ貧農・半プロレタリア層によって供給されたことは、上述のごとく所有地を喪失した農民が地主制のもとに包摂され、地主的および高利貸的収奪によって徐々にプロレタリア化の途をたどるというパリ盆地中央部における原蓄過程Ⅱ労働力

商品創出過程に対応するものである。ここでは、労働力の再生産は、資本主義的生産関係の内部で保証されず、その外部における地主制下の零細小作経営によって支えられ、資本家的経営はかかる条件のもとに低賃金を実現する。むろん十八世紀における地主制下の小地片の小作料は、ますます堆積する貧農・半プロレタリア層の圧力のもとに、著しく上昇し、これは没落過程にある農民をますます資本のもとに押しやる。かれらの労働力の再生産が資本主義的關係に依存する度合は、そのプロレタリア化とともに高まらざるをえないであろう。しかし、この過程において、資本は、労働力再生産費のますます大きな部分を負担するために労賃を高めるという方向に進むのではなく、没落した農民の形成する過剰人口の圧力のもとに、低賃金労働を広範に利用する。そして、かかる農業における資本・賃労働関係の特殊性は、さしあたり、上述のごとき生産力的基礎の狭隘性から説明されうるのである。

もっとも十八世紀後半のバリ盆地中央部において、大フェルミエが多数の労働力をその大経営に集中するかぎり、労働生産過程の合理化への指向をまったく欠いていたわけではない。大経営において、大型耕地が次第に形成され、多くの労働力が集中されるとともに、労働生産過程は空間的に拡大され、一種の協業の可能性が生じてくる。大フェルミエは、伝統的農民経営におけるごとく、土地の様々の性質に応じて耕作方法を変えろといった細かな配慮よりも、画一的で規則的な耕作方法を指向する傾向にあった。たとえば、耕耘は土地条件の差にもかかわらず規則的で同質の労働となり、また元来最もデリケートな仕事であった播種は、従来フェルミエ自ら陣頭に立ってその監視下に行なわれ、土地条件に応じて種子量を変える等の配慮がなされたが、世紀末には、このように播種に立ち会うフェルミエは少なくなる。種子を石灰水に浸す方法も、能率的なシャベル方法で労働者に行なわせ、このため粉末石灰による種子焼けが生じたり、なまぐさ病の抑制や発育不良の種子の排除も十分でなくなるといふ弊害があつ

たといわれる。⁽⁹⁾ こうした多少の弊害にもかかわらず、大フェルミエは、労働を単純化し、集団労働による合理化を指向する傾向にあった。このような労働生産過程の再編成のためには、土地と結合し、自らの経営をもつ農民は、柔軟性に欠けており、大フェルミエは、プロレタリア化の最も進んだ労働力を求めざるをえない。表刈りにおいても、大フェルミエたちは、地元の貧農・半プロレタリアよりも、季節移動する集団労働者を好んだといわれる。⁽¹⁰⁾

しかしながら、このような労働生産過程の再編と合理化には、大きな限界があった。当時の農業生産は労働の単純化を十分実現するだけの技術的基礎をもたなかったし、単純労働力を恒常的に提供するような完全なプロレタリアートが形成されてもいなかった。完全なプロレタリアが農村に定着する条件が十分存在しない以上、プロレタリア化の最も進んだ常雇労働力は最も不安定であり、大フェルミエはこれに悩まなければならなかった。「ほとんど一般的となり、フェルミエがその影響を免れないひとつの悪弊は、フェルミエの奉公人達の不安定性、たえざる変更であり、これはしばしばフェルミエに、とくに農繁期に害を与え、農作業を阻害しあるいは遅延させた」⁽¹¹⁾。

さて、当時の農業における資本主義的生産が土地から完全に切り離されていない貧農・半プロ層を基礎とし、その過剰人口の圧力にもとづく低賃金を利用して存立しえたことは、むしろ当時の資本による労働力包摂の限界を物語るものである。そして、かかる資本の限界は、上述のごときその生産力的基礎の弱さに由来するものであった。

しかし、それと同時に、かかる限界をもってであれ、資本主義的生産がともかくも成立しえたことのもつ意義も十分確認しておかなければならない。この点は、パリ盆地中央部の農業の十九、二十世紀を通ずる全展開過程の中に、アンシャン・レジーム段階を位置づけて考察することによって、より明確になるが、ごく単純化していえば、十九世紀中葉以降、資本主義的農業生産は、一方において生産力を向上しつつ、他方でとくに十九世紀末から、労働力

の不安定性にますます脅かされる。農業雇用労働者は、農業就業人口の中で最も急速な減少を示すのである。産業革命によるフランス資本主義の確立によって、農村過剰人口は工業資本の蓄積運動の規定下におかれ、この意味で相対的過剰人口の性格をもたざるをえなくなるが、農業資本はかかる過剰人口を、いわゆる農工間不均等発展の故に十分に利用しえなくなる。かかる後の段階との対比でいえば、産業資本未確立の十八世紀においては、資本家的農業経営は、産業資本の蓄積運動の規定下にいまだおかれていない原蓄期特有の農村過剰人口を与えられ、ここにその重要な一つの支柱を求めることができた。実際、資本家的農業経営に安定的に労働力を提供したのは、完全に土地から切り離されたプロレタリアではなく、地主制を通じていまだ生産手段(土地)に結合されている貧農・半プロレタリア層であったが、この層は産業資本の未確立の故にかえって農村に堆積し、農業資本家に低賃金労働力を豊富に提供したのである。この意味で、産業資本の未確立がって資本主義の未発達が、農業における資本主義的生産の早期の成立を可能にする一条件となるといういま一つの歴史的パラドックスをここにみることができるのである。

- 注(一) P. Brunet, *op. cit.*, p. 371. など、一八三五年に改良三圃式の一二〇ヘクタールの経営で、収穫時の臨時雇が二〇人という例がある。この時点では大鎌が導入されているので、十八世紀の半月鎌ではこれを相当上回るはずである (*Ibid.*)。
- (二) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 87.
- (三) P. Brunet, *op. cit.*, p. 386.
- (四) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 86.
- (五) フランス北部の Hainaut と Cambresis では、一三分の一から一六分の一であり、南仏の Languedoc では最低水準に落ちた一六〇〇〜三〇千ピエー八分の一であった (E. Labrousse, "Aperçu de la répartition sociale de l'expansion agricole," in *Histoire économique et sociale de la France*, T. II, p. 492; E. Le Roy Ladurie, *Les paysans*

de Languedoc, SEVPEM, p. 263)^o

- (6) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 86.
- (7) *Ibid.*, pp. 87-88. ポステル・ヴィネは、引退した貧農の老夫婦が経営を継いだ子供との間に結んだ契約書において、前者が後者から年間パン穀物一・七ヘクトリットル相当を受け取る旨取り決めていることを考慮して、この水準が老夫婦の最低限の生活水準に相当するとみている (*Ibid.*)。また P・グベールは、五、六人の家族では、貧しい食事にも、一・九・六ヘクトリットル程度のパン穀物が必要とこつてゐる (P. Goubert, *Beauvais et le Beauvaisis, de 1600 à 1730*, p. 165)^o
- (8) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, pp. 86-87.
- (9) *Ibid.*, pp. 106-107. (J. F. Brayer, *Observations générales sur l'agriculture de l'arrondissement de Soissons, début du 19^e siècle*, Bibl. de Soissons, Manuscrits 191 249^o)
- (10) *Ibid.*, p. 107.
- (11) *Ibid.*, p. 108. (J. F. Brayer, *op. cit.*, 249^o)

五 結 言

中世末における領主の農民に対する人身支配権の消滅と農民の土地保有権の強化を出発点としてはじまった農民の保有地、所有地の喪失と農民層分解は、パリ盆地中央部とくにその平原地帯において、十六、七世紀のその急速な進展を通じて、地主制のもとに一部の資本家的大借地農から広範な貧農・半プロレタリア農民までを含む著しく分解した農民層を形成せしめた。そして領主・ブルジョアを担い手とする地主制は、これに対応した二元的構造をもつにいたっていた。十八世紀三〇年代以降、農産物市場の好転の中で、中農層の分解を基軸にして農民層両極分解は一層の進展をみる。プロレタリア化の過程を歩む貧農・半プロレタリア層は、地主制のもとに零細小作農とし

て堆積されつつも、その競争に規定された小地片の小作料の上昇に示される地主的収奪によって労働力の自営的再生産がますます困難となり、労働力商品化を強制される。他方、資本家的大借地農は、中農層の分解に対応した小作地の統合・集中による経営の外延的拡大およびより多くの雇用労働力の資本のもとへの動員という形で、経営的發展をとげる。しかし、この資本家の経営の労働生産過程は、十八世紀後半にようやく伝統的輪作体系の枠内での休閒地への飼料作物の導入という改良三圃制を実現するにとどまり、基本的には旧来の技術的性格を維持していた。かかる技術的基礎に立脚する資本家の経営は、生産手段から完全には切り離されていない貧農・半プロレタリア層の堆積にもとづく若年常雇と日雇の著しい低賃金を利用する。そこでは、資本主義的生産の内部において労働力の再生産を確保される完全なプロレタリアートが形成されるにはいたっていない。プロレタリア化の過程を歩む広範な直接的生産者は、地主制的関係から資本制的関係の内部へ移行しつつあったが、完全なプロレタリアとしてこれを完了することなく、小生産者としての属性をもつ貧農・半プロレタリアとしてたえず堆積された。

フランス革命はバリ盆地中央部の農村を震撼した。農民層の著しい分解とこれにもとづく社会的矛盾の激化がこの地域の農村をとりわけ深く革命に引き込んだ。没落した広範な農民が貧農・半プロレタリアとして著しい過剰人口を形成していたことが、この地域に農民騒擾を惹起し、農村のあらゆる社会的矛盾を顕在化せしめる基礎をなした。だが、ここでは革命の政治過程にも、その全般的成果にも立ち入る必要はないであろう。農業分野の改革としては、領主制の廃止にともない、すでに事実上所有権に近づいていた農民の土地保有権は、名実ともに近代的な所有権として確認された。所有権にもとづく困い込みと耕作の自由が宣言され、それは共同体的諸慣行に優先することが明確にされた。それはたんに数年間の革命期における階級闘争の成果であるのみならず、中世末以来の五世紀

にわたるブルジョアの諸關係の發展の成果でもあり、その最終的確認であった。

国有化された教会領の土地（第一種国有財産）と没収された亡命者の土地（第二種国有財産）は、そのかなりの部分が競売に付された。これは革命の土地改革の重要な要素であった。この競売を通じ最大の利益をえたのはブルジョアジーであり、農民のうちでは大フェルミエや富農も一定の利益をえた。だが土地購入の資力に欠ける広範な貧農・半プロレタリアは、稀な例外を除けば、この利益から排除された。

いま、革命期における国有財産の売却状況をスワソネの例でみておこう（P. Brunet, *op. cit.*, pp. 421-423 以下）。スワソネには教会領が大きな地位を占めていたこともあって、二万六千ヘクタールの広大な土地が売却された。売却された土地の五五%は地元のスワソネ住民によって取得され、四一%がパリの住民、三%が北部とシャンパーニュ地方の住民（Saint-Quentin や Reims の商人達）によって取得された。パリの住人（フェルミエ・ゼネラル、金融業者、法律家、商人等）は、最も大口の取得者で、ブルジョアたる Jean-Baptiste Lesage の九七九ヘクタール（大小作地四件）、フェルミエ・ゼネラルの九六五ヘクタール（大小の小作地数件）をはじめ、一三人が二〇〇ヘクタール以上の土地を買い取った。全売却地の五五%を取得したスワソネ住民は、その半分が Soissons, Vic, Vailly, Villers-Cotterêts という小都市の住民、他の半分が農民であった。この両グループには、二〇〇ヘクタールをこえる大口購入者は稀である。第一のグループには、金融業者、法律家、新たな行政官、とくに商人と職人がみられるが、法律家と商人が数件の購入を行なったほかは、概して中規模の小作地あるいは一地片の取得であった。農民は売却された土地の四分の一を取得した。そのうち、三〇人が一〇〇ヘクタール程度の小作地を購入したが、その大部分はすでに自ら耕作している土地であった。これが農民の取得面積の半分以上を占めており、残りは、四〇、

六〇ヘクタールのラブルールが自らの小作経営地を買い取る場合、あるいは大フェルミエが小地片あるいは小農場を買い取る場合からなっていた。

国有財産の売却方法につき注目されるのは、大所有地が分割されることはきわめて稀であつた点である。分割された例としては、第一種国有財産で二件、第二種国有財産で一〇件あつたが、かかる場合でも、均等な分割ではなく、分割部分のうち最大の取得者が大きな部分を取得する（最大分割部分は、例えば、所有地二五九ヘクタールのうち一三八ヘクタール、二二八ヘクタールのうち一五四ヘクタール、一八七ヘクタールのうち一四七ヘクタール、一五八ヘクタールのうち九三ヘクタール、九三ヘクタールのうち六八ヘクタールを占めるといふ具合であり、農場建物はかかる最大取得部分に付属する）。Vierzy 村の三四ヘクタールの小経営が一〇の地片に分割されたといふ場合もあつたが、ここでも結局はその経営の小作人が一〇地片すべてを購入した。この場合、かかる小作地の所有権の移動は、経営を実行なっている小作人を尊重せざるをえなかった。全体的にみて、売却総面積の八六％が五〇ヘクタール以上の地片で、六二％が一〇ヘクタール以上の地片で売却されたのである。

アンシャン・レژیームを通じて、借地農として経営的發展をとげた大フェルミエや富農は、国有財産の購入を通じて、土地所有に自作化へのささやかな第一歩をふみだした。それは、相異なる時代的背景のもとに十九世紀末以降明白になる大経営の自作化の傾向のさきぶれの意味をもつといえるかもしれない。それはともかく、革命期における国有財産の売却は、貧農・半プロレタリアの土地所有を拡大することも、すでに重要な地位を占めていた大土地所有に打撃を与えることもなかった。領主制の廃止による旧世俗領主の単なる地主への転化とあいまって、それはブルジョア地主の地位を高め、一部の大フェルミエや富農の土地所有への限られた接近をもたらしたにとどまる。

したがって、スワソネにおいては、すべての大経営は維持され、著しく分解の進んだ農民層の形成する経営構造と階級構造は基本的に変化することなく、十九世紀に持ちこされた。スワソネにおける以上の結論は、教会領の地位がより低く、したがって固有財産売却の規模がより小さかったパリ盆地中央部の他の地域にも、等しくあてはまるものであった。

アンシャン・レژیムを通じて形成された地主制とそのもとにおける資本家的大借地経営は、革命期を通じて生き延び、十九世紀中葉には、大フェルミエの主導下に、てんさい類の導入をテコとする新たな輪作体系による農業革命が実現される。それはこの地域の資本主義的農業生産に新たな技術的基礎を与えるものであった。しかし、かかる農業革命は、フランス革命によって創出された「若々しい分割地農民」の上向的發展というシエーマで把握しうるものではなからう。すでに十七世紀末に広範な農民は貧農・半プロレタリアに転落し、残された若干の中農層も十八世紀を通じて両極分解していく。十九世紀初頭の北フランスの平原地帯——十九世紀の農業革命が最も明確な形で実現され、現代フランスの資本主義的農業が最も支配力を保持している地域——の農村は、一握りの資本家的大フェルミエと広範な貧農・半プロレタリア層に著しく分解した構造を呈し、そこにおける農民の支配的形態は、「若々しい分割地農民」ではなく、いわば「貧血した分割地農民」でしかなかった。ここでは、資本主義的生産関係がアンシャン・レژیムを通じて先行的に形成され、その枠組みの中で大フェルミエの主導下に農業革命が十九世紀に実現されることになるが、この点の具体的分析はおのずから別稿の課題である。

(研究員)